第３章　松ヶ岡開墾場の価値

第１節　松ヶ岡開墾場の本質的価値

（1）指定説明における価値評価

平成元年（1989）における史跡松ヶ岡開墾場の指定説明では、松ヶ岡開墾場の歴史的沿革や指定当時の現存遺構の現況を示すとともに、明治時代初期に行われた国内の他の開墾地との比較を併せて、松ヶ岡開墾場の価値と特徴を位置付けており、以下の説明文が価値評価の根幹と捉えることができる。

「本陣・蚕室・蚕業稲荷神社などの建物が明治初年の面影そのままに当時の雰囲気をとどめている。」
「今日までその施設・開墾地・経営方針を維持している稀有な例となっている。」
「明治初年に（中略）行われた、士族授産・殖産のための開拓の遺跡として、日本の開拓史上極めて貴重である。」

（2）松ヶ岡開墾場の本質的価値

松ヶ岡開墾場は、明治維新の変革期に戊辰戦争に敗れた旧庄内藩士約 3,000 人が新たな産業を興し国に報じようと、広大な山林を開墾し大蚕室を建設し、養蚕業から蚕種・製糸・機業へと発展させた絹産業の歴史を伝える重要な遺産である。

明治 10 年（1877）までに 311 ヘクタールの桑園と 10 棟の大蚕室群が完成し、明治 20 年（1887）には鶴ヶ岡城下に製糸工場を建設し、絹産業の基礎を固めた。その後、製糸業が本格化するとともに、絹織物の生産技術向上、人材育成のための学校や産業発展を金融面で支える銀行が設立し、大正時代の世界的好景気にも影響を受け、本市の絹産業は大いに発展した。その原料を提供する松ヶ岡開墾場も活気を呈し、昭和時代初期には摘桑や養蚕のために毎日 350 人の人が働く活気に満ちた養蚕場であった。第１次世界大戦や朝鮮戦争による好景気とともに、昭和時代初期の糸価の大暴落、合成繊維の普及や安い外国製の絹製品の普及、世界的な貿易の自由化など国際政治・経済情勢の影響で絹産業は興隆と衰退を繰り返しながら、国内の絹産業が縮小するなか、その時代時代で経営方針を変えながら対応するが、平成 19 年（2007）には絹産業に関わる松ヶ岡開墾場での実質的な事業は停止した。

現在、開墾場の中心部であった経塚丘周辺に、松ヶ岡本陣、１～５番蚕室（明治８・９年〔1875・1876〕建築）、蚕業稲荷神社（明治８年〔1875〕移座）などの建物が残る。明治５年（1872）から明治７年（1874）にかけて行われた開墾の面積は 311 ヘクタールに及んだが、現在も 225 ヘクタールの開墾地を伝え、開墾士の子孫によって水田・畑の経営が続けられている。開墾場の土地は創業当初から開墾士一同の共有のものであり、昭和 23 年（1948）の第２次農地解放に際しても開墾地内の者の共有にするという特例が承認されるなど開墾士の子孫によって守り続けられてきた。従来耕作してきた田畑は、平成３年（1991）の臨時総会において共有制の廃止が決定され、平成 10 年（1998）までに全戸分の登記手続きが完了し個人所有となったが、本陣や経塚丘等の史跡に関わる土地は依然として共有地であり開墾当初の土地所有・利用形態の遺制を残している。明治 29 年（1896）から始まった松ヶ岡開墾場集落の住民全員が無償で作業を行う「無償総出作業制度」は現在も続けられ、特に毎年４月７日に行われる開墾記念日では、本陣周りを清掃し、その後の式典では「松ヶ岡開墾場綱領」を全員で唱和するなど開墾の精神を伝えている。

第２節　松ヶ岡開墾場の新たな価値評価の視点

（１）指定説明における価値評価の視点と課題

史跡松ヶ岡開墾場の指定説明は、明治時代からの開墾や蚕業に関わる施設が現存する有形の価値と松ヶ岡開墾場集落住民によって守り伝えられてきた開墾精神に基づく行事などの営みという無形の価値の評価を示すものである。

一方、松ヶ岡開墾場では、明治時代から始まる桑栽培と養蚕・製糸業から、昭和10年（1877）には東北唯一の原蚕製造を許可された蚕種製造業や絹織業へと経営を転換し、昭和48年（1973）には縫製業、製陶事業を始めた。また、開墾場を含む土地管理事業や庄内柿や桃の生産、農産加工品などの農産事業を始めるなど、松ヶ岡開墾場では固有の歴史を反映しながら、絹関連産業を中心に、多様な事業経営に取り組みその時代時代に応じた生業を展開してきた。

現在は、松ヶ岡本陣は集会所として地域住民の合意形成や情報共有、福利厚生の場として広く利用されている。また、昭和58年（1983）から現在に至るまで、蚕室や寄宿舎、貯桑土蔵では事業者によって展示や販売、体験や観光施設として利用され、四季ごとに開墾場を会場にイベントが行われるなど、集落住民や市内外からの見学者等との交流が進んでいる。

さらに、松ヶ岡開墾場を発祥とする鶴岡のシルクの普及PRのため、蚕室を利用したキビソの展示販売が行われるなど、松ヶ岡地域の歴史・文化・産業資源を活かした文化財の理解促進とともに、絹産業・観光の振興や交流人口の増大など地域活性化に向け官民協働のもと取り組まれている。このような利用が図られている「生きた史跡」であることが松ヶ岡開墾場の特徴であり、このような特徴を考慮した新たな評価の視点を加えることで、本質的価値の再整理と文化財価値の向上を図ることが可能である。

（２）近代化遺産としての価値

松ヶ岡開墾場の史跡指定（平成元年〔1989〕）後となる平成２年（1990）から、文化庁の支援により各都道府県教育委員会が全国の近代化遺産の状況について調査する「近代化遺産総合調査」が実施され、平成５年（1993）以降、特に優れたものが重要文化財として指定されている。松ヶ岡開墾場も同調査の対象として『山形県の近代化遺産：山形県近代化遺産総合調査報告書』（山形県教育委員会編、2001.3）への掲載が見られる。

松ヶ岡開墾場は明治時代初期から始まる山林の開墾、桑園の造成、養蚕・製糸業の開始などの過程を経て各事業が確立しており、地域の基幹産業として振興してきた絹産業における、各時代の産業工程を示すことができる貴重な近代化遺産としての側面を持つものである。

史跡指定地には、明治５年（1872）に建てられた本陣、明治８年（1875）以降に建てられた蚕室５棟が現存するとともに、各事業の発展と必要性に応じて、関連施設の建設あるいは改修が繰り返され、現在の姿に至っており、その本質的価値は指定説明において主軸が置かれた明治時代初期の遺構だけに留まらず、各時代における産業工程の変遷とそれらを実証する遺構群にも認められる。

（３）松ヶ岡開墾の目的

史跡の指定説明には「士族授産・殖産のための開拓遺跡」とあり、松ヶ岡開墾の目的は士族授産・殖産と説明されているが、『図説鶴岡のあゆみ』（鶴岡市史編纂会編、鶴岡市発行、2011.3）では、家禄改正などで収入が激減し藩士としての誇り・自覚・忠誠心・団結心を失う状況が拡がった。そこで、明治４年（1871）９月に権参事の菅実秀は東京で西郷隆盛と面会し、崩れかけた藩士体制の打開策、特に藩士の開墾による集団帰農について相談した。それは、開墾により養蚕を盛んにして士族の生活の途を拓

くとともに、藩伝統の報恩・徳義成清の再興を図るものであったと記されている。

松ヶ岡開墾 120 年を記念し刊行された『凌霜史　松ヶ岡開墾場百二十年のあゆみ』（武山省三編著、松ヶ岡開墾場発行、1997.2）には「士族授産を目的とした開墾ではなかった」と章があり、士族授産は目的が利であるが、当開墾の目的は、廉恥・報国・報恩の義であることを述べている。

また、この開墾の特徴は食糧生産や供給などの農地開発を目的としたものではなく、養蚕業・製糸業、製茶業など商品経済に対応する産業施策として展開することにあり、賊軍の汚名を雪ぐことによる政府の勧業資金等を引出している点などについて研究（「平成 27 年度委託研究　国指定史跡松ヶ岡開墾場の公共的資産評価に関する基礎研究　報告書」、東北工業大学、2016.3）から指摘されている。

① 明治政府の政策における松ヶ岡開墾場

明治政府は明治３年（1870）から困窮する士族に対して帰農商政策を行ってきたが、明治９年（1876）８月に金録公債証書条例を発布し、華族・士族の全面的な秩禄処分を断行した。そのため士族の反発が各地で起こったが、政府による不換紙幣の濫発が物価高騰にもつながり、公債利子収入に依存する士族を一層困窮させた。士族の困窮は自由民権運動につながる一因となっていたことから、政府による本格的な士族授産政策が明治 12 年（1879）から開始された。

これらの政策は、道府県勧業委託金、内務省交付金、大蔵省起業基金を原資とし全国の道府県の授産場社に交付され、開墾、養蚕、蚕糸をはじめ絹綿紡織、牧羊、燐寸製造などの諸産業にあてられた。山形県では「松ヶ岡開墾社」に、内務省交付金として明治７年（1874）に 3,000 円、起業基金から明治 15 年（1882）に 20,000 円、明治 17 年（1884）に 2,000 円が交付されているが、授給人数が記録されていないことから、開墾社の経営に充てられた可能性が高い。

②『凌霜史』「士族授産を目的とした開墾ではなかった」

- 開墾から明治 14 年（1881）までの 10 年間は、開墾士に食事は給されていたが作業労賃が（日給）が支払われていたという記録が見つからない。明治 15 年（1882）になって初めて日給の労賃が支給されたことから、松ヶ岡開墾は無償の奉仕作業であった可能性が高い。
- 開墾士約 3,000 人のうち１％の約 30 人は松ヶ岡開墾場に移住し生計を立てたが、残りは松ヶ岡開墾場から離れ別に生計を立てた。１％の士族授産にはつながったが、99％は奉仕作業であり、士族授産ではなく報国奉仕がこの開墾の実態である。
- 開墾に約 3,000 人が大結集した理由は、開墾事業の目的を明記した最初の文書である明治 14 年（1881）「松ヶ岡社誓約書」第１条に「該社は同志相会し荒蕪不毛の地を拓き、国産を盛大に衆力一致して、専ら報国の志を表せんとする（後略）」とあること、また、庄内藩校致道館で涵養された古典『大学』の「国は利を以て利とせず義を以て利とする」という庄内藩の士風が開墾士にも色濃く影響していた。
- 松ヶ岡開墾場は鶴岡に旧藩主酒井家があり、開墾場総長として存在しているゆえに今日に続く。

③ 当時の史料で開墾の目的に触れたもの

- 『庄内日誌』　／　黒崎与八郎（研堂）：明治５年（1872）６月 17 日の日誌
  「やっと会得した。やっと会得した。何を会得したというのか。忠である。貞である。（中略）国家は千変万化するけれど忠貞の心を忘れてはならぬ。しからば、現在の開墾はこの報恩の事業である。（後略）」
- 『鶴岡開墾履歴』　／　明治 12 年（1879）11 月
  「田川郡松ヶ岡開墾の儀、（中略）士族有志輩訂盟し、皇国の物産の一部分を起さんと、兵器を以て農具を造り（後略）」

・『開墾地を政府に差上げたいとの願書』　／　明治 11 年（1878）３月 24 日付、山形県令宛

「（前略）雨に浴し風に櫛り、昼夜を厭わず期年ならずして後田山三十万坪成功す、これ実に莫大の鴻恩を蒙りしを以て天下に先立ち、艱難を踏み国策を蕃殖し富国の基を開き、万分の一を報じ奉らんことを庶幾する所以にして、尋常に私田を開き生計を営むの旨趣にはこれなく候（後略）」

この願書の翌年（1879）４月 19 日に、内務卿大久保利通から山形県に対して、松ヶ岡開墾士を激励し保護を与えるよう指示し、７月に政府から無利子資金の貸与を受けることとなった。

④ 産業施策としての松ヶ岡開墾

明治政府が中央集権国家のため諸政策を進めるなかで、藩では殖産興業策を進めるため、明治２年（1869）９月に藩営商業を構想し外国製蒸気船を購入。同３年（1870）６月には外国の商人と 15 万両に見合う生糸輸出を３か年行う取引を結んだ。

そのため、藩内で生糸・真綿の生産奨励と統制を布達し、良質の生糸生産を図ろうとした。生糸生産のためには養蚕とそのための桑苗木植え付けが必要であったため、同年（1870）10 月に黒川村の荒蕪地に桑苗木取場の開墾に着手し、この苗木は３年後の松ヶ岡開墾に桑苗木に充てられた。また、松ヶ岡開墾幹部（本陣詰）は酒田県幹部（旧庄内藩）と同一人物であり、松ヶ岡開墾が単なる旧士族による私田開拓ではなく、県政の一環としての事業であったことがうかがえる。

（４）歴史まちづくりの拠点としての価値

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき平成 25 年（2013）11 月に認定された「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」において羽黒町松ヶ岡地区が重点地区として定められた。

同計画において「松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致」が設定され、蚕室等の保存修理や史跡指定地の修景整備、松ヶ岡開墾場の将来を展望した地域住民や事業者等によるビジョンの策定に取り組んできた。

今後、松ヶ岡開墾場の文化的価値の継承や史跡内建造物の有効活用が図られるなど松ヶ岡開墾場を拠点とする歴史・文化を活かしたまちづくりが進み、固有の風致を活かした新たな地域力の創出や成長などの可能性が高まっている。

（５）絹文化の発信拠点としての価値

「地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産（Japan Heritage）』に認定する仕組み」が創設され、「サムライゆかりのシルク　日本の近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」が平成 29 年（2017）４月に日本遺産に認定された。

この中で、松ヶ岡開墾場と史跡内の建造物は「“生きた業”の産業観光地　松ヶ岡開墾場」として位置付けられ、蚕室を活用した講演会や展示会の実施、蚕室内の展示機能の充実や情報発信施設の整備などに取り組んできた。

今後、本市の絹文化に対する理解促進や国内外に向けた情報発信、見学者等の受入れ環境の整備など松ヶ岡開墾場を拠点とする鶴岡の絹文化の理解促進や情報発信などの取り組みが進み、地域における愛着の醸成や絹産地としてのブランドイメージの向上などの可能性が高まっている。

（６）松ヶ岡開墾場の新たな価値

上述した新たな価値視点は松ヶ岡開墾場の歴史的環境の保全と文化財を活用した地域活性化にとって欠かせない存在であり、今後はこれらの諸要素を複合的に評価し、保存活用を図る必要がある。

第３節　構成要素の特定

（1）構成要素の定義

史跡松ヶ岡開墾場とその文化財価値は、開墾に関わる土地･建造物、場員の生業に関わる土地･建造物、指定地及び周辺の自然環境、歴史を実証する資料群、開墾場の経営方針など、様々な要素によって構成されている。

史跡松ヶ岡開墾場の指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用に際して付加・整備された諸施設や活動については、有形・無形、指定地の内外を問わず、史跡松ヶ岡開墾場の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

（2）構成要素の分類

史跡松ヶ岡開墾場の構成要素は、大きく以下の３点に分類した。

Ａ）本質的価値を構成する諸要素
Ｂ）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
Ｃ）指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素

Ａ）本質的価値を構成する諸要素

史跡松ヶ岡開墾場の構成要素の中で、成立後おおよそ 50 年以上が経過し、かつ、次のいずれかに該当するものを「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行うものとする。

・開墾と生業（主に蚕業）の歴史を実証するもの
・指定地の歴史的景観を構成するもの
・開墾場の維持、存続を担った活動

また、本質的価値を構成する諸要素は、以下の２項目に分類する。

① 主たる要素

松ヶ岡開墾場における生業成立に関わる諸要素で、史跡松ヶ岡開墾場の文化財価値・歴史的景観を享受するために必要不可欠な諸要素を「主たる要素」と位置づける。これらは、指定説明が示す本質的価値を保存する上で、特に重要な要素である。

具体的には、明治時代初期の開墾当時に整備された土地形態及び開墾着手に関わる諸施設、明治時代初期の開墾当時から生業に用いられた諸施設、歴史を実証する資料群、松ヶ岡開墾場の維持・継承に重要な意義を持ってきた経営方針・民俗文化などが挙げられる。

② 準じる要素

史跡松ヶ岡開墾場の文化財価値の理解を深めるための諸要素を「準じる要素」と位置づける。本質的価値を構成する諸要素のうち、主たる要素を除いたものとなるが、松ヶ岡開墾場における開墾以降の歴史と生業の発展を実証するとともに、史跡の文化財価値・歴史的景観を構成するものとして保護すべき要素である。

具体的には、生業の発展に伴って後年に設けれらた施設、歴史的景観を構成する自然的要素、後年に植えられた記念樹、開墾に関わる出来事の記念・顕彰として後世に建てられた石碑類、松ヶ岡開墾場の維持・継承のために定められた経営方針・民俗文化などが挙げられる。

B）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

本質的価値を構成する諸要素以外で松ヶ岡開墾場の魅力となっている諸要素を「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」と位置づける。

具体的には、移築等によるもので指定地との直接的関係性が無い施設、または近年に設けられた施設、開墾場における近年の出来事に関する石碑類（記念碑・顕彰碑）、歴史的景観の想起などを目的として近年になって栽培された植物や生産品、周辺地域の希少な自然植生、松ヶ岡開墾場の活用として運営される諸活動などが挙げられる。

C）指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素

指定地及び周辺地域に所在する諸要素で、松ヶ岡開墾場の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素」と位置づける。

表 3-1　主な構成要素一覧　　　　［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	開墾	施設	① 本陣（本陣堤・庭）
				② 蚕業稲荷神社
			開墾地	③ 土地（開墾地）
				④ 経塚丘
		生業	施設	⑤ 蚕室
				⑥ 貯桑土蔵（桑入土蔵）
				⑦ 場内通路・側溝
				⑧ 地下遺構
		歴史資料	資料	⑨ 史料群（開墾に関する道具、文書、絵図、古写真等）
		無形	経営方針	⑩ 共有制
				⑪ 総出作業
	準じる要素	生業	施設	⑫ 寄宿舎
				⑬ 門
		自然植生	開墾地	⑭ 植生（切株含む）
				⑮ 松
				⑯ 桜（ソメイヨシノ）
				⑰ 御手植えの桑
		歴史資料	資料	⑱［石碑］（門標）
				⑲ 石碑（明治天皇行幸碑）
				⑳ 石碑（黒崎研堂詩碑）
				㉑ 石碑（開墾百年碑）
				㉒ 石碑（貞明皇后行啓碑）
		無形	経営方針	㉓ 開墾記念日
				㉔ 松ヶ岡開墾場綱領
				㉕ 教学事業（冬夜読書会等）
				㉖［東北振興研修所］
				㉗ 行事食
		その他	施設	㉘ 倉庫
				㉙ 貯蔵庫（防空壕）
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		開墾	施設	㉚［新徴屋敷］
		生業	施設	㉛ 冷蔵庫、人工孵化場、蚕種保護室（一部）
			開墾地	㉜［茶］
				㉝ 桑
				㉞［畑］（柿、西洋梨、桃）
		自然植生	開墾地	㉟ ため池
				㊱［爺小屋の桜］
				㊲［水芭蕉］
		歴史資料	資料	㊳［石碑］（耕心碑）
				㊴［石碑］（盡忠報國之碑）
				㊵［石碑］（昭和天皇行幸記念碑）
				㊶［石碑］（今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑）
		無形	活用	㊷ 陶芸
				㊸ 直売所
				㊹ クラフト
				㊺ 松ヶ岡産業㈱
				㊻ kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合 鶴岡シルク㈱）
				㊼ 干し柿
指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素		付加整備	施設	㊽［農村公園］
				㊾［庄内の米作り用具収蔵庫］、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所）
				㊿［駐車場］、［トイレ］、サイン、外灯
			開墾地	51 ダリア
			活用	52 映画村資料館（庄内映画村㈱）

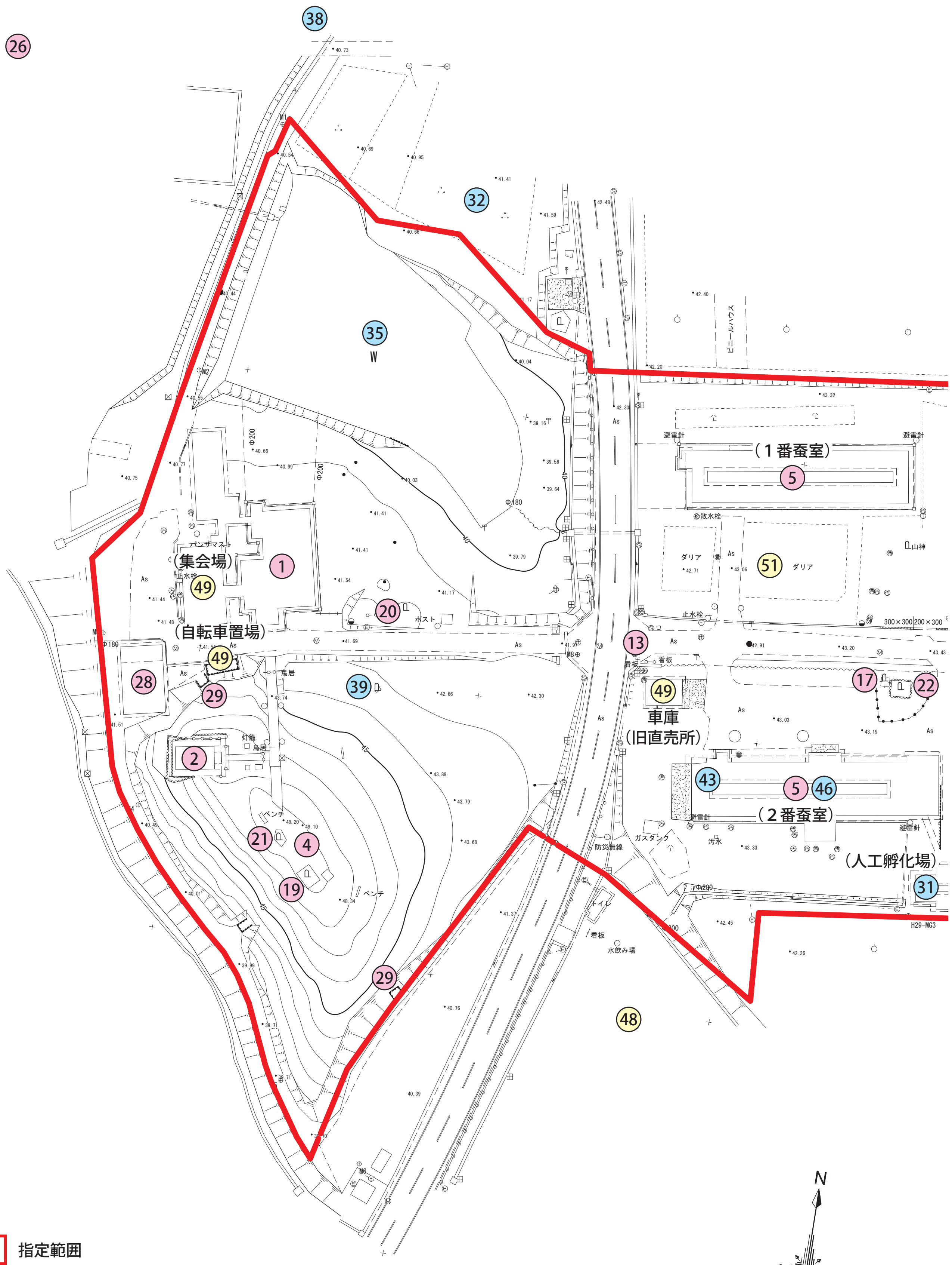

指定範囲

構成要素が多数または広範囲にわたるものは除く（③，⑧，⑭，⑮，㉝，㉞）
動産または無形の構成要素は除く（⑨ - ⑪，㉓ - ㉕，㉗）
当該地図に示すことができないものは除く（⑱，㊱，㊲）
一部の構成要素は代表的なものを示す（⑯，㉜，㉟，㊿）

図 3-1　指定地及び周辺地域に所在する主な構成要素位置図

大分類	構成要素
本質的価値を構成する諸要素	① 本陣（本陣堤・庭）
	② 蚕業稲荷神社
	③ 土地（開墾地）
	④ 経塚丘
	⑤ 蚕室
	⑥ 貯桑土蔵（桑入土蔵）
	⑦ 場内通路・側溝
	⑧ 地下遺構
	⑨ 史料群（開墾に関する道具、文書、絵図、古写真等）
	⑩ 共有制
	⑪ 総出作業

大分類	構成要素
本質的価値を構成する諸要素	⑫ 寄宿舎
	⑬ 門
	⑭ 植生（切株含む）
	⑮ 松
	⑯ 桜（ソメイヨシノ）
	⑰ 御手植えの桑
	⑱ ［石碑］（門標）
	⑲ 石碑（明治天皇行幸碑）
	⑳ 石碑（黒崎研堂詩碑）
	㉑ 石碑（開墾百年碑）
	㉒ 石碑（貞明皇后行啓碑）

大分類	構成要素
本質的価値を構成する諸要素	㉓ 開墾記念日
	㉔ 松ヶ岡開墾場綱領
	㉕ 教学事業（冬夜読書会等）
	㉖ ［東北振興研修所］
	㉗ 行事食
	㉘ 倉庫
	㉙ 貯蔵庫（防空壕）

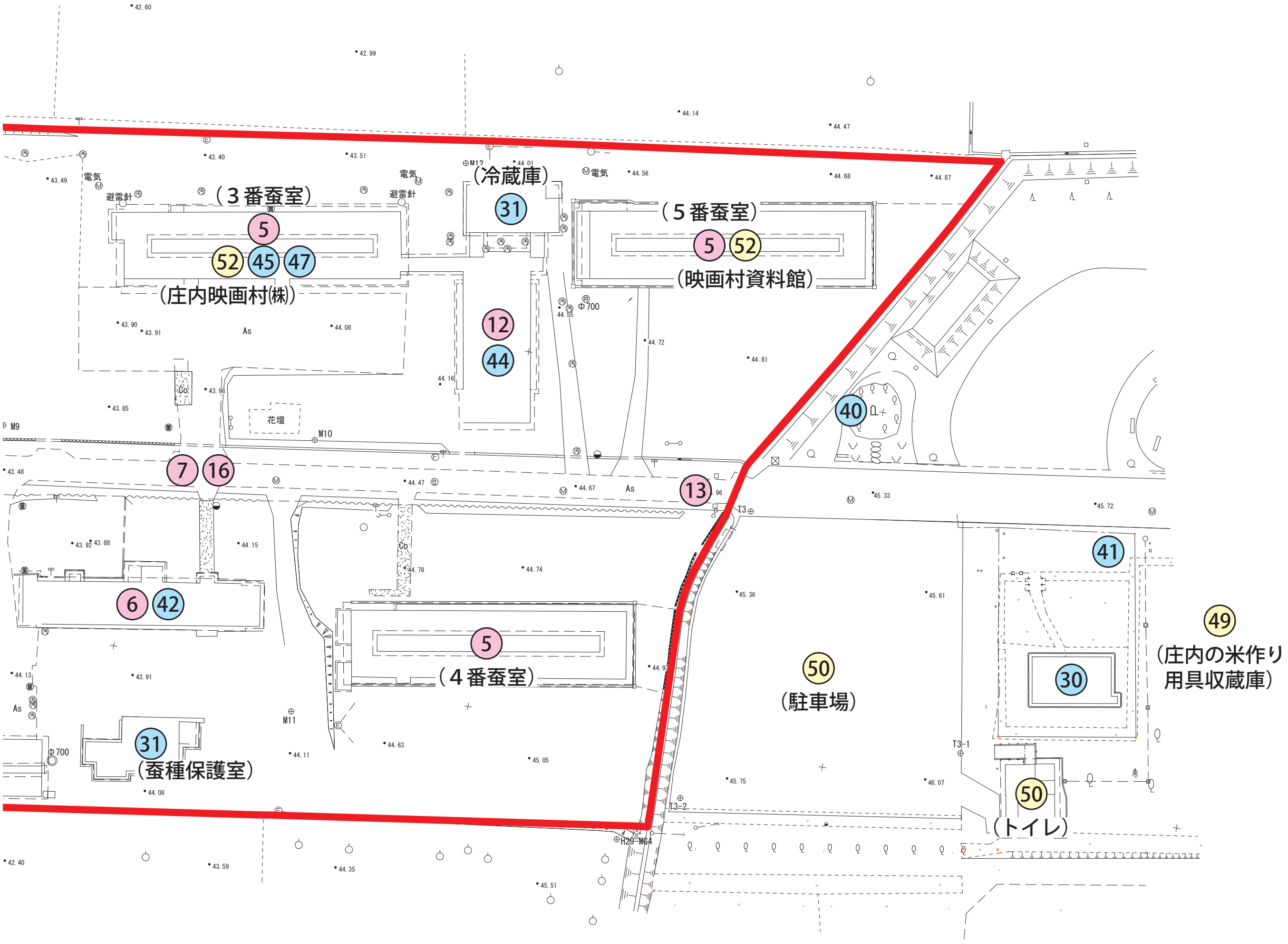

大分類	構成要素
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	㉚ ［新徴屋敷］
	㉛ 冷蔵庫、人工孵化場、蚕種保護室（一部）
	㉜ ［茶］
	㉝ 桑
	㉞ ［畑］（柿、西洋梨、桃）
	㉟ ため池
	㊱ ［爺小屋の桜］
	㊲ ［水芭蕉］

大分類	構成要素
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	㊳ ［石碑］（耕心碑）
	㊴ ［石碑］（盡忠報國之碑）
	㊵ ［石碑］（昭和天皇行幸記念碑）
	㊶ ［石碑］（今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑）
	㊷ 陶芸
	㊸ 直売所
	㊹ クラフト
	㊺ 松ヶ岡産業㈱
	㊻ kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合 鶴岡シルク㈱）
	㊼ 干し柿

大分類	構成要素
指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素	㊽ ［農村公園］
	㊾ ［庄内の米作り用具収蔵庫］、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所）
	㊿ ［駐車場］、［トイレ］、サイン、外灯
	51 ダリア
	52 映画村資料館（庄内映画村㈱）

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	開墾に関わる要素	施設	 **① 本陣（本陣堤・庭）** 明治 5 年（1872）8 月の開墾着手と同時に藤島にあった旧藩の御茶屋を移築したもので、本陣と呼び開墾の本部とした。以降、松ヶ岡地区の集会所・教学の場所・農協の事務所として使用された。 現在は、松ヶ岡地区の集会所・施設見学・イベント等の催事でも活用している。 所有：松ヶ岡開墾場
				 ② 蚕業稲荷神社 明治 6 年（1873）東京の旧藩邸に鎮座と言い伝えられている稲荷様を遷座し松ヶ岡神社とし、明治 23 年（1890）に現在地に遷して奉祀され、明治 28 年（1895）に蚕業稲荷神社と改称した。昭和 39 年（1964）に酒井家の御霊廟を蚕業稲荷神社社殿とし旧社殿は酒井家の稲荷社に呈上された。 所有：松ヶ岡開墾場
			開墾地	 **③ 土地（開墾地）** 明治 5 年（1872）8 月に開墾着手、106 ヘクタールが約3,000 人の手により 58 日間で開墾された。その後、明治 7 年（1874）までに行われた開墾の面積は 311 ヘクタールに及んだ。 所有：鶴岡市・松ヶ岡開墾場
				 ④ 経塚丘 明治 5 年（1872）9 月忠発公が木札に「松ヶ岡」と揮毫し、経塚丘上に立て、これが開墾場の名称となる。 「経塚山」「本陣山」とも呼ばれ、小学校での遠足や冬の雪まつり会場に使用され、地域に親しまれている。 所有：松ヶ岡開墾場
		生業に関わる要素	施設	 **⑤ 蚕室** 明治 8 年（1875）4 月に木造瓦葺 3 階建蚕室 4 棟（1.2.4.7 番）が完成、翌 9 年（1876）5 月にはさらに 4 棟（3.5.6.8 番）が完成、さらに 12 月には 2 棟（9.10 番）が完成し、計 10 棟が建設された。現在は 5 棟（1.2.3.4.5 番）の蚕室が現存する。 所有：鶴岡市
				 ⑥ 貯桑土蔵（桑入土蔵） 明治 8 年（1875）に 2 棟、明治 9 年（1876）に 2 棟、明治 10 年（1877）に 1 棟が完成、蚕室 2 棟につき土蔵 1 棟の割合で建設された。この内 1 棟が現存する。 昭和 29 年（1954）に内部と屋根を改造し、水冷式フレオン瓦斯（フロンガス）冷蔵庫 5 室を新設した。 現在は陶芸教室として使用されている。 所有：鶴岡市

[　]：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	生業に関わる要素	施設	 **⑦ 場内通路・側溝** 明治７年（1874）８月に田中組桑園の桑を掘り取り、２本の幹線道の間を東西に結ぶ場内通路が整備された。通路の北側に蚕室４棟、南側に蚕室４棟が建設された。 平成元年（1989）に市道認定が廃止、平成 28 年（2016）に鶴岡市が土地取得した。
				 ⑧ 地下遺構 史跡内外にあった施設等の跡。 貯桑土蔵、井戸、保護室： 昭和 44 年（1969）完成 蚕種事務所：昭和 16 年（1941）完成 薪小屋　：昭和 15 年（1940）完成　等 上記施設は平成 28 年（2016）老朽化により解体した。 写真は蚕種事務所。
		歴史資料	資料	 **⑨ 史料群（開墾に使った道具、文書、絵図、古写真等）** 開墾のために使用した工具・測量器具、開墾やその後の経営状況を示す文書・絵図・古写真等の史料群が残されている。 所有：松ヶ岡開墾場、致道博物館
		無形の要素	経営方針	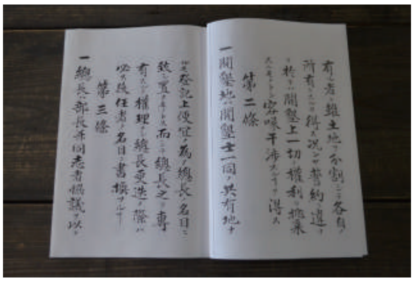 **⑩ 共有制** 開墾場の土地は明治 14 年（1881）の誓約書のとおり創業以来共有とされてきた。 従来耕作してきた田畑は、平成３年（1991）の臨時総会において共有制の廃止が決定され個人所有となったが、本陣や経塚丘等の土地は依然として共有地であり開墾当初の土地所有・利用形態の遺制を残している。
				 ⑪ 総出作業 酒井家御墓所清掃や本陣の茅刈総出など、場員による総出作業が年中行事に位置づけられている。写真は本陣冬囲いの様子。
	準じる要素	生業に関わる要素	施設	 **⑫ 寄宿舎** 元々は明治 25 年（1892）に酒井家邸内で新築された酒井家蚕室で、後に学問所（文会堂）となり、昭和 23 年（1948）に女子従業員の寄宿舎として活用するため現在地に移築した。 現在は、繭を加工するなどのクラフトショップとして使用している。 所有：鶴岡市

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要	
本質的価値を構成する諸要素	準じる要素	生業に関わる要素	施設		**⑬ 門** 昭和 35 年（1960）に松岡蚕種株式会社の門として新設された。本陣側・駐車場側に夫々 1 対ずつ設ける。 左：「松岡蚕種株式会社」　右：「松岡蚕種製造所」
		自然・植生等に関わる要素	開墾地		**⑭ 植生（切株含む）** 開墾当時から自生する樹木、後世の植樹、実生木などが混在する。 枯死、倒木等の理由によって伐採された樹木の切株も現存する。
					⑮ 松 史跡指定地内に、経塚丘を中心としてアカマツ 54 本、クロマツ 1 本、その他のマツ類 2 本が確認されている。
					⑯ 桜（ソメイヨシノ） 大正 10 年（1921）に創業 50 周年を記念して場内通路両脇に植樹された。
					⑰ 御手植えの桑 昭和 25 年（1950）に貞明皇后が大日本蚕糸会総裁として来場された際に桑苗をお手植えされた。
		歴史資料	資料		**⑱ [石碑]（門標）** 昭和 4 年（1929）に開墾場入口の門柱が腐朽したため、高さ 5 m、幅及び厚さ約 0.5 m、酒井忠良公揮毫による御影石の門標に建て替えた。 昭和 42 年（1967）、農免道路の改良によって路線が移動したため、門標も現在地に移設された。

[　]：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要	
本質的価値を構成する諸要素	準じる要素	歴史資料	資料		**⑲ 石碑（明治天皇行幸碑）** 昭和５年(1930)に明治天皇東北巡幸 50 年を記念し、広瀬村教育委員会が経塚丘に建立した。なお、来場されたのは御名代・北白川宮能久新王殿下となる。 碑石：仙台石、高さ 2.8 m、幅 0.4 m 台石：自然石、幅 1.2 m、奥行 1.0 m、高さ 0.3 m
					⑳ 石碑（黒崎研堂詩碑） 昭和 26 年（1951）に創業 80 年記念事業として経塚丘に設置、昭和 54 年（1979）に現在地へ移設した。松ヶ岡開墾･経営に参加し、庄内の書道興隆の礎を作った黒崎研堂（1852-1928）が、大正５年（1916）酒井忠良から忠篤遺愛の鶴毛筆を賜った時の詩文を刻む。 碑石：高さ 1.7 m、幅 1.0 m 台石：自然石、幅 1.5 m、奥行 1.2 m
					㉑ 石碑（開墾百年碑） 昭和 45 年（1970）に開墾 100 年を記念して酒井忠篤公書「天地知」を嵌めこみ、経塚丘上に建立した。 碑石：高さ 1.7 m、幅 1.0 m 台石：自然石、幅 1.5 m、奥行 1.2 m
					㉒ 石碑（貞明皇后行啓碑） 昭和 25 年（1950）に貞明皇后が大日本蚕糸会総裁として来場されたことを記念し、昭和 27 年（1952）に建立した。 碑石：山形市山寺から採取した自然石、高さ 0.5 m、幅 3.0 m、奥行 2.0 m
		無形の要素	経営方針		**㉓ 開墾記念日** 東北農家研究所の創設者である菅原兵治（1899-1979）の進言を受け、「祖先創業の苦難を偲び、その精神を作興するにあり」とし、昭和 15 年（1940）４月７日から毎年実施され、早朝から総出作業とし本陣及び蚕室周辺の清掃を行い、記念式典を行っている。 また、当時を思いカテ飯に一汁一菜とすることは、一部の家庭では今も受け継がれている。
					㉔ 松ヶ岡開墾場綱領 大正 15 年(1926)創業 55 年を機に､明治 34 年(1901)の同志者誓約書、大正４年（1915）の総長訓示をもとに場員の心構として制定された。 本陣御居間に酒井忠良揮毫が掲げられ、場員には懐中用に装幀したものが頒布されている。

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要
本質的価値を構成する諸要素	準じる要素	無形の要素	経営方針	 **㉕ 教学事業（冬夜読書会等）** 松ヶ岡開墾場綱領の冒頭に「徳義を本とし」とあり、徳義を学修するため開墾士とその子孫によって教学事業が続けられている。教学事業は、藩校致道館、酒井家蚕室（文会堂･現寄宿舎）、松ヶ岡本陣等を会場とし、論語等の古典を学ぶ夜学の会（冬夜読書会）、壮年研修会、青年講習会、婦人研修会、子供会による経書勉学、酒井家墓所清掃、書道教室等が行われてきた。
				 ㉖［東北振興研修所］ 日本農士学校の検校（校長）であった菅原兵治（1899-1979）は、昭和 21 年（1946）に祖国再建、東北振興の課題は人材育成と農村諸問題の調査研究であるとし、本陣隣に東北農家研究所・含翠学院を創設した。この研究所の教えにより戦後の混乱の中で、創業の目的及び精神を堅持し、継承し続けることができた。昭和 39 年（1964）に東北振興研修所に改称された。
				 ㉗ 行事食 松ヶ岡開墾場の各行事において出される伝統的な食事。一汁一菜糧飯等。
		その他の要素	施設	 **㉘ 倉庫** 倉庫は本陣西側に建つ建物で、松ヶ岡開墾場が所有･使用する。明治 5 年（1872）の建築で、昭和 21 年（1946）及び昭和 36 年（1961）に改築を行っている。 場員には酒井家御墓所清掃・本陣の茅刈・本陣冬囲いなどの総出作業が年中行事に位置づけられており、これらの資材等が保管されている。 所有：松ヶ岡開墾場
				 ㉙ 貯蔵庫（防空壕） 経塚丘の南北裾に坑口を設けた隧道で、坑口上部に「松ヶ岡甘諸貯蔵庫」の記述がある。現在も種芋の貯蔵等に使用されている。 太平洋戦争時には防空壕として使用されたとの聞き取りもある。 所有：松ヶ岡開墾場

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		生業に関わる要素	施設	 ㉚［新徴屋敷］ 明治３年（1870）に新徴組の住まいとし、現在の大宝寺町、道形町に 137 棟が藩から与えられた。明治８年（1875）に 30 棟余りを松ヶ岡に移築し開墾士の住居とした。昭和 61 年（1986）に概ね原形に近い形で維持されていた匹田家の住宅を７番蚕室跡に復原移築した。 所有：松ヶ岡開墾場
				 ㉛ 冷蔵庫、人工孵化場、蚕種保護室（一部） 冷蔵庫は昭和 51 年（1976）に寄宿舎の北側へ新設された。現在は松ヶ岡農場で収穫された桃や枝豆を冷蔵している。人工孵化場は昭和時代初期の建築で、現在は陶芸教室の窯場として使用している。蚕種保護室は昭和 44 年（1969）の建築である。 冷蔵庫　所有：鶴岡市 人工孵化場・蚕種保護室　所有：㈱松ヶ岡農場
			開墾地	 ㉜［茶］ 開墾当時、桑園開発と茶の栽培が行われたが、茶の栽培は、気象条件などが合わずに数年で断念している。 平成 22 年（2010）から試験栽培を行っている。
				 ㉝ 桑 開墾当時、蚕の食餌として栽培が行われた。開墾地の大部分が桑園として使用されたが、現在は一部試験用に栽培されている。
				 ㉞［畑］（柿、西洋梨、桃） 明治 28 年（1895）、酒井調良の薦めにより種無柿（庄内柿・平核無柿）の試作を開始した。昭和３年（1928）に北海道へ初出荷、昭和 41 年（1976）に東京へ初出荷、昭和 49 年（1974）に生産が増大した。 また、昭和 11 年（1936）には西洋梨の栽培を開始、昭和 59 年（1984）には柿単作を改めて桃の栽培を開始した。
		自然・植生等に関わる要素	開墾地	 ㉟ ため池（本陣堤含む） 指定地周辺には農作地に用いる灌漑用のため池がある。 古地図によると、本陣堤はかつて窪地だった地形に水を溜めたものと考えられるが、用途は不明である。

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要	
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		自然・植生等に関わる要素	開墾地		㊱［爺小屋の桜］ 開墾以前から居住した老爺にまつわるカスミザクラの木で、三条坂南面の桃畑内に位置する。 平成４年（1992）に鶴岡市の天然記念物に指定されている。
					㊲［水芭蕉］ 三条坂を超えた辺りに自生による水芭蕉の群生地があり、２万株が３月下旬～４月中旬に見頃を迎える。遊歩道も設置され、初春の風物詩となっている。
		歴史資料	資料		㊳［石碑］（耕心碑） 昭和 51 年（1976）、東北振興研修所卒業生の総意によって研修所敷地内に建立した。
					㊴ 石碑（盡忠報國之碑） 第２次世界大戦における松ヶ岡開墾場出身の戦没軍人 11 名の鎮魂として、昭和 54 年（1979）に建立した。
					㊵［石碑］（昭和天皇行幸記念碑） 昭和 22 年（1947）戦災にあった人を慰めるための東北御巡幸に際し、経塚丘に登られお言葉を賜った。この記念として、平成元年（1989）５月に記念碑を建立した。
					㊶［石碑］（今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑） 平成 28 年（2016）９月に「第 36 回全国豊かな海づくり大会」への御臨席にあわせ、来場されたことを記念し、平成 30 年（2018）３月に建立した。

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要	
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		無形の要素	活用		**㊷ 陶芸** 昭和 59 年（1984）に 2 番蚕室で松岡蚕種株式会社陶芸部として事業を開始した。平成 25 年（2013）からは貯桑土蔵で事業を継続している。
					㊸ 直売所 平成 5 年（1993）に松ヶ岡開墾場内の女性有志による「ひょうたんの会」が貯桑土蔵軒を活用して産直販売事業を開始した。平成 19 年（2007）からは車庫に移転、平成 29 年（2017）からは 2 番蚕室へ移転し食堂も含めた事業を継続している。
					㊹ クラフト 平成 17 年（2005）からクラフトフェアを開催、平成 18 年（2006）から寄宿舎に繭玉細工をはじめとしたクラフトショップを開店している。
					㊺ 松ヶ岡産業㈱ 昭和 26 年（1951）に蚕室 5 棟及び附属建物の資産管理会社として創立した。平成 24 年（2012）からまちづくり会社となり蚕種事務所内に事務所を置き、平成 28 年（2016）には 3 番蚕室へ事務所を移動した。
					㊻ kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合鶴岡シルク㈱） 平成 29 年（2017）から、鶴岡の絹産業に触れる機会を設けるため、鶴岡織物工業協同組合の構成員が鶴岡シルクの展示、紹介、販売を行う。
					㊼ 干し柿 平成 7 年（1995）から、地元女性有志による「ひょうたんの会」が、養蚕で使用していた 3 番蚕室二階の棚を利用し、遠赤干し柿づくりを開始した。

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素と概要	
指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素		付加・整備された諸要素	施設		**㊽［農村公園］** 農村総合整備モデル事業によって、ため池を埋め立てて整備を行った公園。
					㊾［庄内の米作り用具収蔵庫］、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所） 庄内の米作り用具収蔵庫は新徴屋敷東側に建つ建物で、国指定重要有形民俗文化財「庄内の米作り用具」1,800 点（致道博物館所蔵）が収蔵されている。 集会場、自転車小屋は本陣西側に建つ建物で、松ヶ岡開墾場が所有・使用する。 車庫は２番蚕室前に建つ建物で、株式会社松ヶ岡農場が所有し、以前は直売所として使用されていた。
					㊿［駐車場］、［トイレ］、サイン、外灯 上記以外で便益等のために整備されているもの。 トイレは平成 29 年度、駐車場は平成 30 年度に整備が行われた。
			開墾地		**51 ダリア** １番蚕室（松ヶ岡開墾記念館）前庭で平成 10 年（1998）頃からボランティアによるダリアの栽培育種が行われており、夏から秋にかけて松ヶ岡の風物詩となっている。
			活用		**52 映画村資料館（庄内映画村㈱）** 松ヶ岡で映画の撮影が行われた事を機に平成 18 年（2006）に５番蚕室で庄内映画村資料館が開館した。 同資料館を運営する庄内映画村株式会社は３番蚕室に会社事務所を設ける。

［　］：史跡指定地外のみに所在する要素

第４章　現状と課題

第１節　史跡全体の現状と課題

（1）保存に関する現状と課題

A）景観

① 史跡内の建造物

史跡松ヶ岡開墾場には明治時代初期に移築された本陣１棟、建設された 10 棟の蚕室のうち５棟が現存し、構造補強による改変（補強材の付加）等はあるものの、おおむね建設当時の形で残されている。

しかし、年月の経過により材料の老朽化が甚だしく、屋根からの雨漏りや板壁等のひずみ等が見受けられたため、平成 10 年度から所有者と連携しながら史跡の主要な建造物の保存修理を行っている。また、戸の傷み、ガラスの破損、土間の破損、排水の不具合など小規模な経年劣化や破損等が見受けられる。加えて、史跡内に現存する本陣・蚕室以外の建造物も同様に経年劣化が進行している。

このため、各施設の計画的・継続的な修繕を行う必要があり、倒壊などの危険が高まる場合には、調査のうえ撤去などの対応の必要性が生じる可能性がある。

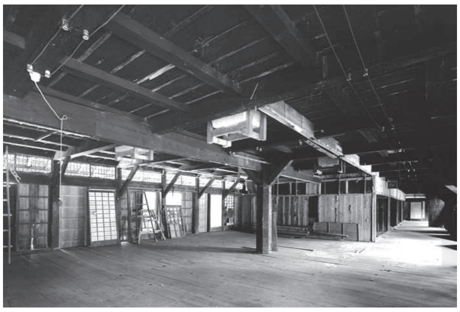

写真 4-1　保存修理以前の蚕室（５番蚕室一階）

写真 4-2　明治時代の松ヶ岡開墾場（個人所蔵）

② 史跡内の道路・敷地

本陣の敷地と蚕室群の敷地を南北に分断する道路は明治５年（1872）の開墾当初に作られた開墾地第一の幹線道路である。

史跡内を見学する歩行者の見学路線と交差することから本陣と蚕室を往来する見学者等の安全を確保する必要がある。また、道路を含む敷地の改良を行う場合は、時代背景に配慮し史跡の景観と調和性が高い材料等を用いる必要がある。

③ 史跡内の立木等

史跡内にある桑、桜及び松は植栽された歴史的意義のほか景観の形成に有効な役割を果たしている。

疫病や虫害被害等が発生しないよう管理を行い、定期観測のうえ予防・保護対策を講じるとともに自然災害等による倒木が発生した場合は速やかな撤去を行う必要がある。また、歴史的意義を長く後世に伝えるとともに景観の維持のために計画的な植栽が必要である。

B）災害

① 地震

庄内平野東縁断層帯南部は、全体が１つの区間として活動

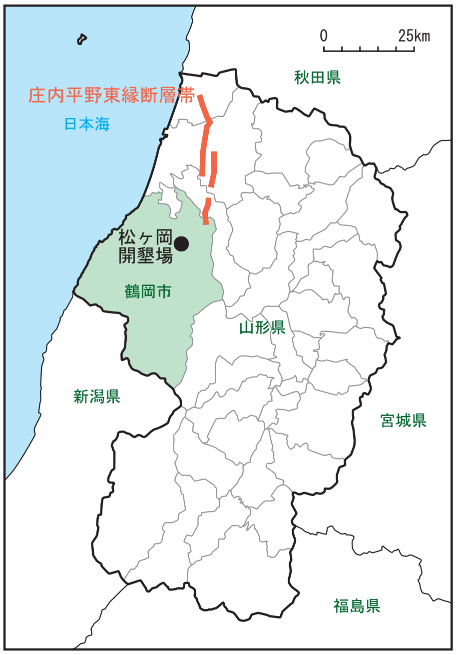

図 4-1　庄内平野東縁断層帯

する場合、マグニチュード 6.9 程度の地震が発生する可能性があると推測されている。最新活動後の経過率は 0.05 ～ 1.2、将来の地震発生確率は今後 30 年以内でほぼ 0 ～ 6％である。最大値をとると、本断層帯南部は、今後 30 年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

地震災害に対する土砂災害の防止や建造物の耐震性向上に関する整備・対策、見学者等への注意喚起・災害時避難誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制の構築が求められる。

写真 4-3　積雪の様子

写真 4-4　自動火災報知設備

写真 4-5　棟上導体方式避雷設備（蚕室）

写真 4-6　パンザマスト（本陣）

② 風水害・積雪

風水害や積雪によって、建造物の浸水・破損や倒木などが予想される。所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された鶴岡市が、影響を受けやすい箇所の点検及び早期対応に努める等の対策が求められる。

③ 火災

火災については、史跡松ヶ岡開墾場の土地建物の所有者である鶴岡市及び松ヶ岡開墾場、関係事業者による自営消防組織を編成し、また鶴岡市消防羽黒分署、羽黒町消防団第２分団、松ヶ岡自衛消防団と連携し対応している。毎年の文化財防火デーでは、自衛消防組織と各消防組織とともに通報訓練、火災防御訓練、消火器取扱い訓練に臨んでいる。

各蚕室等に整備されている自動火災報知設備等の防災設備は消防法に基づき定期点検を行っているが、老朽化等による設備更新、防災設備の集中管理などを整備の充実が必要である。

④ 落雷

蚕室には棟上導体方式の避雷設備が設置される。本陣は茅葺建物であるため、建物西側にパンザマストが設置される。

近接する樹木には樹高の高いものが散見される。落雷は避雷設備へ誘導される可能性は高いものの、落雷に対する人的被害の予防や、落雷に伴う火災対応などについて整備検討が必要である。

（２）活用に関する現状と課題

A）見学者等

平成 29 年度山形県観光者数調査によると、同年度における山形県の観光者数（以下：延数とする）は 45,122.4 千人（県内客：25,981.0 千人、県外客 19,141.4 千人）で、この内、名所・旧跡観光地の観光者数は 8,419.5 千人（県内客：3,966.7 千人、県外客 4,452.8 千人）である。

また、庄内地方の観光者数は 13,292.3 千人で、この内、鶴岡市の観光者数は 6,328.3 千人、松ヶ岡開墾場を含む名所・旧

表 4-1　山形県年度別観光者数

単位：千人

区分	山形県								
	全体			名所・旧跡観光地			庄内地方		
	県内客	県外客	合計	県内客	県外客	合計	全体	鶴岡市	名所・旧跡観光地
平成 25 年度	40,171.0	22,065.6	18,105.4	3,885.0	4,614.9	8,499.9	12,871.9	6,024.4	1,572.3
平成 26 年度	45,171.6	25,452.8	19,718.8	4,002.5	4,850.7	8,853.2	14,397.2	7,386.3	1,970.7
平成 27 年度	44,904.3	25,462.4	19,441.9	3,879.6	4,583.5	8,463.1	14,654.4	6,986.7	1,745.7
平成 28 年度	45,814.1	26,098.5	19,715.6	3,794.3	4,428.2	8,222.5	14,153.6	6,539.9	1,638.6
平成 29 年度	45,122.4	25,981.0	19,141.4	3,966.7	4,452.8	8,419.5	13,292.3	6,328.3	1,686.5

山形県観光者数調査（平成 25 年度～平成 29 年度）

跡観光地の観光者数は 1,686.5 千人である。

同調査では、県内 358 箇所の観光地が調査対象とされるが、松ヶ岡開墾場を訪れる観光者数は５万人未満とされる。

B）事業者

事業者の活動は史跡の貴重な構成要素となっているが建造物の整備や活用方法に応じて利用形態が変更する場合がある。そのため、事業存続のための活用方法や移転先の確保、移転方法等に関する協議を進め合意形成を図る必要がある。

C）調査・研究、公開・活用

① 現存遺構

平成 29 年（2017）に実施した松ヶ岡開墾場保存活用基礎調査において、史跡内に存する建築物、樹木、石碑、その他の構成物など約 780 件（主要構造物 14 件、その他非主要構造物 276 件、樹木 492 件）について、由来、大きさ、写真等の個別記録を基礎資料として整備している。

松ヶ岡開墾場の保存活用に向けては、同資料を基礎として、史跡価値の維持向上に向けた管理を行う。

② 地下遺構

史跡指定後、整備に伴って一定の地盤掘削が必要な範囲においては、工場立会調査を実施してきたが、松ヶ岡開墾場の全容を確認するまでには至っていない。

史料等より、地下遺構の存在が確実視される箇所はある程度明確になっており、史跡全体の文化財価値向上を目的とする発掘調査計画の検討も必要である。

写真 4-7　地下遺構

③ 史料（文書・絵図面・古写真・絵葉書）

松ヶ岡開墾場に関する記述をもつ文書類や絵図面等の史料群については、目録作成とデジタル化が行われている。松ヶ岡開墾場がどのような歴史的変遷をともなって現在に伝わるかを紐解くため、総合的評価を行う必要がある。

写真 4-8　史料（「松ヶ岡開墾絵巻」）

また、古写真・絵葉書等については、松ヶ岡開墾場や鶴岡市

郷土資料館が所蔵するものがあり、目録作成とデジタル化が行われている。また、開墾の周年記念として、松ヶ岡開墾場から絵葉書（50 周年、70 周年）や写真帖（100 周年）が発行されている。開墾地や各建造物の復原・変遷を知る上で貴重な史料となるものであり、資料価値を向上すべく撮影地点等を明確にするとともに現況との照合も必要である。照合の結果、史跡の保全に向けた参考資料として活用することも可能となる。

④ 公開・活用

松ヶ岡開墾場内の蚕室をはじめとする各建造物では、長らく養蚕、蚕種製造、縫製、電気部品製造、倉庫、集会施設、事務所等、松ヶ岡開墾に始まる絹関連産業の生業の地として主に活用されてきたが、来場者に対する開墾の歴史等を紹介する機能はなく、広く公開されている状況とは言えなかった。

本格的な公開は、昭和 58 年（1983）に１番蚕室が「松ヶ岡開墾記念館」として開館したことから始まる。その後、昭和 59 年（1984）に２番蚕室内に飲食とギャラリー施設が整備され、さらに陶芸教室がオープンした。昭和 56 年（1981）には羽黒町指定史跡、平成元年（1989）４月には山形県指定史跡、同年８月には国指定史跡となり、文化財としての価値が認められ来場者数も増加した。

平成２年（1990）に４番蚕室が「庄内農具館」として開館、平成５年（1993）に貯桑土蔵で産直運営が始まり、平成 17 年（2005）に５番蚕室が「映画『蝉しぐれ』資料館（平成 18 年〔2006〕に「庄内映画村資料館」へ名称変更）」として開館した。平成 18 年（2006）には寄宿舎でクラフトショップがオープンし、平成 28 年(2016)には３番蚕室に「おカイコさまの蔵」が公開され、約 40 年ぶりとなる蚕室内での蚕の展示飼育が始まった。本陣も平成 27 年（2015）に一般に公開され、４月～９月までは「居留守役」と呼ばれるボランティアが常駐し、来館者へのガイド等を行っている。松ヶ岡開墾士住宅（新徴屋敷）は非公開施設だったが、平成30年度に復原図面に基づき日本遺産のインフォメーションセンターとして改修整備が進み平成 31 年度から公開・活用に供する。

表 4-2　公開・活用の履歴

年号	西暦	対象	内容
昭和 58 年	1983	１番蚕室	「松ヶ岡開墾記念館」として開館
昭和 59 年	1984	２番蚕室	飲食とギャラリー施設整備、陶芸教室オープン
昭和 56 年	1981	敷地	羽黒町の史跡に指定
平成元年	1989	敷地	4 月、山形県の史跡に指定 8 月、国の史跡に指定
平成２年	1990	４番蚕室	「庄内農具館」として開館
平成５年	1993	貯桑土蔵	産直運営開始
平成 17 年	2005	５番蚕室	「映画『蝉しぐれ』資料館」として開館
平成 18 年	2006	寄宿舎	クラフトショップオープン
		５番蚕室	「庄内映画村資料館」へ名称変更
平成 27 年	2015	本陣	一般公開開始
平成 28 年	2016	３番蚕室	「おカイコさまの蔵」を公開

（３）整備に関する現状と課題

A）交通

① 公共交通機関

松ヶ岡開墾場を通る公共交通機関は、羽黒地域路線バス（にこにこバス）があるが、運行は火曜・木曜・土曜日であり、また同じ日に鶴岡駅と松ヶ岡開墾場を往復する便は１便しかない。今後、観光客の増加に対応するために公共交通機関の充実が求められている。

写真 4-9　路線バス停留所

表 4-3　平成 30 年度の史跡松ヶ岡開墾場内、敷地・建造物の公開・活用状況

名称	類型	公開・活用状況
敷地		史跡地内の敷地は全体が公開され誰でも散策することができ、主に蚕室群の中央の場内通路を観光客が往来している。また、松ヶ岡桜まつり、地口あんどん夏祭り、松ヶ岡秋の収穫祭、松ヶ岡雪まつりといった季節ごとの会場としても使用され、イベント期間中は蚕室のライトアップ、お祭り広場、和楽等演奏、農産物の即売、雪合戦会場など多様に活用され、市内外から多くの人が訪れている。
本陣	普及啓発 集会	開墾の歴史パネル、開墾関連史料等が展示されている見学施設として、観光客等に有料で公開されている。また「本陣留守居役」という観光案内ボランティアが４月～ 10 月に配置され、希望者に対して施設等の案内を行っている。 また、オーガニックマルシェ、新酒を楽しむ会等の四季折々のイベント会場として公開・活用されている。 また、市内小学校生の総合学習の場、松ヶ岡開墾場の視察等の場として利用されている。地域コミュニティの面では、開墾記念式典（毎年７日）、常会（毎月 26 日）、敬老会や新年会など、地元松ヶ岡開墾場の地域住民の交流の場として利用されている。 ※平成 30 年度来館者数：約 347 人
１番蚕室	展示	「松ヶ岡開墾記念館」として、観光客等に有料で公開され、１階には開墾・養蚕等のパネル、史料等、２階には土人形が展示されている。 また、市内小学校の総合学習の場としても利用されている。 ※平成 30 年度来館者数：約 3,500 人
２番蚕室	物販 展示	１階には、産直施設、飲食施設、kibiso 等展示・販売施設が設置され、トイレもあることから来場者の便益施設として活用されている。 ２階には、日本遺産「サムライゆかりのシルク」に関連し、日本遺産のストーリー、構成文化財の紹介パネルが展示され、また、関連企画展の会場として公開・活用されている。
３番蚕室	事務所 展示	１階には、松ヶ岡産業株式会社事務所、庄内映画村株式会社事務所が入居し、事務スペースとして利用されている。６月と９月の蚕飼育期間には、１階の一部分が「おカイコさまの蔵」として公開・活用されている。 ２階には、干し柿の棚が設置され、１１月～１月までの間は、地元農家による干し柿づくりに利用されている。
４番蚕室	展示	「庄内農具館」として、観光客等に有料で公開され、１階には稲作等農業の歴史を紹介パネル、農機具等が展示されている。２階は農機具等の倉庫として利用されているが、公開はされていない。
５番蚕室	展示	「庄内映画村資料館」として、観光客等に有料で公開され、１階・２階には松ヶ岡地区等庄内で撮影された映画セットやポスター、チラシ、映写機等の映画に関連する資料が展示されている。 ※平成 30 年度来館者数：約 9,000 人
貯桑土蔵	体験 物販 普及啓発	「松岡窯陶芸教室」として、手びねり体験、電動ロクロ体験、絵付け体験、そば・うどん打ち体験等ができる生涯学習施設として、また、陶芸品が購入できる販売施設として公開・活用されている。 また、市内保育園、小学校、PTA、町内会等の行事で陶芸等の体験ができる施設として利用されている。 ※平成 30 年度来館者数：約 3,000 人
寄宿舎	体験 物販 普及啓発	「くらふと松ヶ岡こぅでらいね」として、繭クラフト、木の実クラフト、紙粘土体験等ができる生涯学習施設として、また、クラフト品が購入できる販売施設として公開・活用されている。
新徴屋敷	普及啓発	市指定文化財であり、非公開であるが、平成 30 年度から日本遺産インフォメーションセンターとして改修工事を行い、平成 31 年度に公開・活用を目指している。

写真 4-10　指定地を貫通する市道

写真 4-11　場内通路

写真 4-12　駐車場

② 自動車道

指定地の西寄りには南北に市道が貫通するため、見学者等が指定地内を移動する際には公道の横断が行われることになる。見学者の安全を確保するためには、市道への注意喚起や減速帯の設置が必要である。

また、指定地中央には東西に場内通路が設けられている。場内通路は現在、車道として車両の通行が可能であるため、見学者等の安全な見学の妨げとなる場合がある。平成 30 年度の駐車場・場内通路整備以降は、許可の無い車両の通行を禁止することで見学者の安全を確保する。

③ 駐車場

松ヶ岡開墾場にはアスファルト舗装の駐車場が整備されている。駐車台数は 54 台であるがイベント時には駐車場スペースが不足し、農村公園等を臨時の駐車場として使用している。イベント規模に応じた駐車場の整備が求められている。

B）便益施設

指定地及び周辺地には、見学者等の利便性向上等のために案内図・道標等のサイン、休憩施設、トイレ等の便益施設が設けられている。

① サイン

サインは、史跡に関する歴史文化の紹介、各蚕室内の案内や事業者等の説明、注意喚起、標柱など多岐にわたるものが設置されているが、全体として史跡や松ヶ岡開墾場内に所在する各諸要素の歴史的価値に関する解説に乏しく、見学者等がこれらの価値を享受する機会が失われている。

また、これらのサインは多様な形態・意匠等によって製作されており、統一性に乏しく、周囲との調和にも十分に配慮され

表 4-4　構成要素の現状と課題

A）本質的価値を構成する諸要素

［　］: 史跡指定地外のみに所在する要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	（1）保存（管理）に関する現状と課題
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	開墾	施設	① 本陣（本陣堤・庭）	平成 13 年（2001）に修復保存工事が竣工しており、外観・内部ともに保存状態は比較的良好である。 茅の経年劣化は見受けられる。茅は共同作業により確保しているが、茅葺職人の確保に苦慮している。
				② 蚕業稲荷神社	建物及び周辺の石造物（石段、石柵、石畳、石灯籠等）に経年劣化が見受けられる。
			開墾地	③ 土地（開墾地）	歴史的景観を阻害している諸要素の除去、または修景が必要である。
				④ 経塚丘	周辺の樹木に枯死や自然災害（風害、雪害）による倒木が発生している。

ているとは言い難い。経年劣化が見られるものもある。史跡における歴史的景観を保存するためにはサイン類に関する一定のルールが必要である。

② 休憩施設

史跡内にはベンチが置かれ見学者等の休憩場所として提供されているが一部に限られており、開墾場の散策や眺望を楽しむための効果的は配置には至っていない。また、記念館・資料館として活用している蚕室内にも博物館疲労に対する休憩施設を設置することが望ましい。

③ トイレ

４か所に設置されているが、建造物内のトイレは便器数が少なく和式便器もあることから、洋式化やバリアフリー化など海外からの来訪者も見込んだ見学者等の満足度向上につながるトイレ整備の必要性がある。

④ 障害者等への配慮

車いす等を利用して史跡及び各建物内部を見学できるよう段差の解消などのバリアフリー化が求められている。

⑤ ごみ

見学者等によるごみ対策については、各蚕室内の事業者による自主的な清掃作業に委ねられている。今後、期待する見学者等の増加に対して、ごみの持ち帰り等のマナー啓発によって、ごみの減少を図る必要がある。

写真 4-13　サイン

写真 4-14　ベンチ

写真 4-15　トイレ

第２節　構成要素ごとの現状と課題

構成要素ごとの現状と課題を表 4-4 に示す。

また、建造物については、棟毎の現状と課題を表 4-5 に示す。

（２）活用に関する現状と課題	（３）整備に関する現状と課題
見学施設として公開される。公開時の常駐管理とガイド（解説）を行う人材が不足している。 本陣堤との一体的・相互的な景観に関する価値評価を明確にする必要がある。	平成 13 年（2001）に半解体を伴う修復工事が行われた。ガイドを補助する解説サイン等の充実を図る必要性がある。
松ヶ岡開墾場の信仰の場として用いられる。蚕業に関する信仰を解説する場として活用する必要がある。	史跡全体の見学ルート設定などにより、蚕業稲荷神社及び経塚丘への見学者等の誘導が求められる。
地下遺構の調査が進められていない。	道路や駐車場などの用地がアスファルト舗装で覆われており、歴史的景観との調和を図る必要がある。
	史跡全体の見学ルート設定などにより、蚕業稲荷神社及び経塚丘への見学者等の誘導が求められる。

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	（１）保存（管理）に関する現状と課題
本質的価値を構成する諸要素	主たる要素	生業	施設	⑤ 蚕室 ※各蚕室の詳細は 表 4-5 参照	一部の蚕室は保存修理工事が実施された。 一部の災害対策（耐震診断・補強）について未着手の状態にある。
				⑥ 貯桑土蔵（桑入土蔵）	著しい破損・劣化が認められ、調査及び根本修理の必要性がある。
				⑦ 場内通路・側溝	場内通路はアスファルト舗装で覆われており、史跡全体の歴史的景観との調和が必要である。
				⑧ 地下遺構	地下遺構の存在が明らかであり、各整備との調整が必要である。掘削を伴う整備においては、発掘調査を必須とする必要がある。
		歴史資料	資料	⑨ 史料群 （開墾に関する道具、文書、絵図、古写真等）	各史料の保存管理は所有者・管理者による。主要なものは松ヶ岡開墾記念館（１番蚕室）に展示されている。定期的な保管状況の確認が必要である。
		無形	経営方針	⑩ 共有制	現在も本陣などは認可地縁団体松ヶ岡開墾場の所有であり、共有制度が残されている。
				⑪ 総出作業	場員の減少や高齢化、社会状況の変化などによって、継続的実施が困難となる可能性が指摘される。
	準じる要素	生業	施設	⑫ 寄宿舎	沈下・傾斜の傾向が認められ、修復に向けた調査及び修理の必要性がある。
				⑬ 門	汚損や劣化が見受けられる。
		自然植生	開墾地	⑭ 植生（切株含む）	開墾当時から自生する樹木、後世の植樹、実生木などによる植生。一部の切株は開墾当時の樹木の位置を示すものとして存置している。
				⑮ 松	開墾当時から松ヶ岡開墾場の景観を担う。 疫病・虫害被害は見受けられない。毎年病害虫防除作業を行っている。
				⑯ 桜（ソメイヨシノ）	市内有数の桜の巨木として、開花時期の景観は認知度が高い。 疫病・虫害被害は見受けられないが、樹齢 100 年となる木もあるため、維持管理に注意が必要となっている。
				⑰ 御手植えの桑	疫病・虫害被害は見受けられない。記念樹として冬季養生などの保存管理を徹底する必要がある。
		歴史資料	資料	⑱ [石碑]（門標） ⑲ 石碑（明治天皇行幸碑） ⑳ 石碑（黒崎研堂詩碑） ㉑ 石碑（開墾百年碑） ㉒ 石碑（貞明皇后行啓碑）	門標、鎮魂碑のほか、各種の記念事業で建立したものが多く建立されている。 道路整備に伴う移設などによって、当初位置から移設を受けているものもある。 破損や移設に関する対応について規定を定める必要がある。

（２）活用に関する現状と課題	（３）整備に関する現状と課題
建物の状況に即した活用が行われている。 　１番蚕室　松ヶ岡開墾記念館 　２番蚕室　直売所、kibiso・侍絹・shop、企画展示室、休憩所 　３番蚕室　松ヶ岡産業㈱、庄内映画村㈱事務所 　４番蚕室　庄内農具館 　５番蚕室　庄内映画村資料館 蚕室の歴史を示す解説、案内するガイド、開墾場の歴史的文化的価値を伝える機会（校外学習、シンポジウム、説明会等）の充実が必要である。	活用に伴って設置される設備等に対して修景を行い、歴史的景観との調和を図る必要がある。 未修理の蚕室については、今後の修理内容に応じて、店舗の移動、設備・什器の移設、内部の収蔵品の移動等が必要となる。
陶芸教室として活用されている。 開墾場全体の生産工程における建物の役割や建築の特徴の解説が求められる。	修理に伴い、一定範囲を当初形式に復原するとともに、蚕業の生産工程における貯桑土蔵の機能を示す解説が求められる。 陶芸教室としての活用を継続するに当たっては、窯場からの出火に対する防火対策が求められる。
車両の往来があり、幅員が狭く、車両のすれ違いは難しい。場内見学の歩行者の安全性が懸念される。	平成 30 年度に路面改修整備が行われた。同整備に伴い、許可の無い車両の通行が禁止された。
発掘調査等によって確認された遺構に関する価値・情報ついて、見学者等に伝える手段・方法を検討する必要がある。	発掘調査を行った場合、その成果を受けて整備内容の見直し等を図る必要がある。
松ヶ岡開墾場関連資料全体の資料目録等を作成し、所在・管理者等の基本情報を整理するとともに、各資料をデジタルアーカイブ化し、公開・活用することが望ましい。	史料群の整理、デジタルアーカイブ化に伴い、展示内容の見直し等を検討する必要がある。
史跡の保存に対して共有制が担った役割・重要性の周知に努め、その理念の継続を図る必要がある。	無形の要素（経営方針）の保存活用に必要な整備がある場合、史跡の価値を損なわないものを前提とする。
人材確保と文化財保存方法の周知を目的に、体験イベントや学校教育における体験学習として、一般に参加や協力を求めることも検討する。	
クラフトショップ（作品の展示販売）として活用される。 繭細工や糸つむぎなどのクラフト体験もできる。 松ヶ岡開墾場における建物の役割・特徴の解説に乏しい。	建築の特徴や開墾場全体における役割を示す解説・展示が求められる。
一般道路・駐車場等から史跡指定地への導入の役割を担う。	劣化部は早期修復の必要性がある。汚損は定期的な清掃の必要性がある。
一部の植生については、収穫物が松ヶ岡開墾場の各種活動に活用されている（個別要素参照）。	歴史的景観の保護に向けた植生の整備に先行して、枯死や虫害の対応、樹木の伐採、切り株の措置、植樹、剪定等に関する規定を事前に定める必要がある。
古写真との整合や樹齢調査等によって要素の価値向上に努める必要がある。	
市内有数の桜の名所として花見客等が訪れる。 花見客等に対して史跡の価値の伝達に努める必要がある。	
記念樹としての価値を広報する必要がある。	
各石碑に関する所在案内、設置に関する沿革等の解説が不足している。	必要に応じて、史跡全体の案内図に各石碑の所在を示すとともに、石碑近くに解説板などを設ける必要がある。

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	（１）保存（管理）に関する現状と課題
本質的価値を構成する諸要素	準じる要素	無形	経営方針	㉓ 開墾記念日	毎年、場員が本陣に集合し朝作業、記念式典が行われる。
				㉔ 松ヶ岡開墾場綱領	本陣に掲げるなどによって、伝承に努めている。
				㉕ 教学事業（冬夜読書会等）	壮年研修会、青年講習会、婦人研修会、子供会による経書勉学、酒井家墓所清掃、書道教室等が行われている。
				㉖［東北振興研修所］	東洋の古典に基づく教学を基本として、各種の研修会、古典教養講座などを開催し、各界の人材育成を図り、東北振興に寄与することを基本方針としている。
				㉗ 行事食	場員の減少や高齢化、社会状況の変化などに伴う行事そのものの継続が課題である。
		その他	施設	㉘ 倉庫	汚損や劣化が見受けられる。史跡指定地内にあり、歴史的景観に調和した外観の修復が必要である。 建築調査が行われておらず、価値が明確になっていない。 また、倉庫の用途から所有者に重要視されていない。
				㉙ 貯蔵庫（防空壕）	隧道の性格上、保存及び安全に対する管理が求められる。崩落等による経塚丘への影響について定期的な観察が必要である。

B）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	（１）保存（管理）に関する現状と課題
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		開墾	施設	㉚［新徴屋敷］	市指定有形文化財（建造物）として保存・管理が行われている。
		生業	施設	㉛ 冷蔵庫、人工孵化場、保護室（一部）	冷蔵庫は昭和 51 年（1976）の建物で、歴史的景観との調和が取れていない。 人工孵化場、保護室は近年の生産工程を示す役割を担う。 保護室は一部が解体、一部が残存した状態にある。
		生業	開墾地	㉜［茶］	平成 22 年（2010）から場内で試験栽培を行っている。
				㉝ 桑	松ヶ岡開墾場では、昭和戦前期に種繭飼育を分場委託飼育に大転換したため、直営桑園は桐樹栽培、各戸桑園は柿（庄内柿・平核無柿）栽培に転用された。 現在、桑畑はほとんど残らず、果樹園等が元々桑畑だったことは、現地で想像することが難しい状況にある。
				㉞［畑］（柿、西洋梨、桃）	
		自然植生	開墾地	㉟ ため池（本陣堤等）	ため池と一連の灌漑施設は、開墾地（農作地）と一体的な歴史的景観を構成している。
				㊱［爺小屋の桜］	市指定天然記念物として保存・管理が行われている。
				㊲［水芭蕉］	地元住民、市民有志によって美化・保全活動が行われている。
		歴史資料	資料	㊳［石碑］（耕心碑）	門標、鎮魂碑のほか、各種の記念事業で建立したものが多く建立されている。 道路整備に伴う移設などによって、当初位置から移設を受けているものもある。
				㊴ 石碑（盡忠報國之碑）	
				㊵［石碑］（昭和天皇行幸記念碑）	
				㊶［石碑］（今上天皇皇后両陛下行幸啓記念碑）	

（２）活用に関する現状と課題	（３）整備に関する現状と課題
体験イベントや学校教育における体験学習として、一般に参加や協力を求めることも検討し、松ヶ岡開墾場の歴史的風致について、教育・学習へと繋げる必要がある。	無形の要素（経営方針）の保存活用に必要な整備がある場合、史跡の価値を損なわないものを前提とする。
総出作業に用いる資材等が保管されている。 用途から内部の活用は難しい。	外観については、歴史的景観と調和を図る整備が求められる。劣化部は早期修復の必要性がある。汚損は定期的な清掃の必要性がある。
翌年使用される種芋の貯蔵等に使用されている。 内部の活用は、安全性の確保が求められる。	坑口の維持管理に努める。 機能や内部の状況を示す解説・展示が求められる。

（２）活用に関する現状と課題	（３）整備に関する現状と課題
日本遺産「サムライゆかりのシルク」及び松ヶ岡開墾場の総合案内機能やガイド等の活動機能を持つ施設（インフォメーションセンター）として公開活用される。	昭和 61 年（1986）に現在地へ移築復原された。 平成 30 ～ 31 年度工事で移築前の状態へ復原するともに、インフォメーションセンターとして整備する。
冷蔵庫は株式会社松ヶ岡農場の貯蔵に使用されている。収蔵の際、場内通路を車両が通行するため、歩行者の安全確保が求められる。	指定地内に存置する場合、修景を行い、歴史的景観との調和を図ることが望ましい。
栽培、茶づくり体験のほか、茶の栽培に関する講習会が開かれている。	松ヶ岡開墾場における茶栽培の歴史を周知するための解説等が必要である。
指定地（３番蚕室）で行われている展示養蚕に指定地及び周辺地域で栽培された桑を用いることが望ましい。	桑畑の再現も検討されているが、周辺の農作物の防除との関係で難しい状況となっている。
収穫した果樹等は直売所で販売されている。 販売に合わせて、松ヶ岡開墾場の土地利用に関する歴史・変遷を広報していくことが望まれる。	桑畑の復原は史跡の歴史的風景の復原に繋がるが、土地所有者の収入源として果樹栽培の方が優位な状況にあって難しい状況となっている。
現在も周辺の農作地へ灌漑用水を送る役割を担う。 開墾地とため池の関連性に関する解説が不足している。	ため池・灌漑施設の機能を維持することが、指定地及び周辺地域の歴史的景観の維持に繋がる。
霞桜の巨木として周知されるが、史跡松ヶ岡開墾場との関連性に関する解説に乏しく、史跡からの案内も示されていない。	解説板の設置やパンフレットへの解説掲載等による広報の必要性が指摘される。
松ヶ岡の水芭蕉群生地として周知されており、見頃となる３月下旬～４月中旬に観光客が多く訪れる。	史跡松ヶ岡開墾場との連携が不足している。
各石碑に関する所在案内、設置に関する沿革等の解説が不足している。	必要に応じて、史跡全体の案内図に各石碑の所在を示すとともに、石碑近くに解説板などを加える必要がある。

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	（１）保存（管理）に関する現状と課題
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		無形	活用	㊷ 陶芸	各活用団体の活動において、史跡の文化財価値を損なうことがないよう、定期的に鶴岡市や松ヶ岡開墾場との協議・調整を行う必要がある。
				㊸ 直売所	
				㊹ クラフト	
				㊺ 松ヶ岡産業㈱	
				㊻ kibiso・侍絹・shop（鶴岡織物工業協同組合 鶴岡シルク㈱）	
				㊼ 干し柿	昭和戦前期の経営転換に伴い、松ヶ岡開墾場の各戸桑園は庄内柿（平核無柿）の栽培に転用され、その一大産地となった。 蚕室の特徴的建築形式が、通風と乾燥を必要とする干し柿の製造に向いている。

C）指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素

大分類	中分類	小分類	区分	構成要素	（１）保存（管理）に関する現状と課題
指定地及び周辺地域に付加・整備された諸要素		付加整備	施設	㊽［農村公園］	ため池の地下遺構について保護する必要がある。
				㊾［庄内の米作り用具収蔵庫］、集会場、自転車小屋、車庫（旧直売所）	収蔵品である「庄内の米作り用具」は、国重要有形民俗文化財として保存・管理が行われている。
				㊿［駐車場］、［トイレ］、サイン、外灯	施設の建設・設置の際、地下遺構の取扱いに注意する必要がある。必要に応じて、発掘調査を要する。
			開墾地	51 ダリア	有志のボランティアによって１番蚕室前に定植される。 松ヶ岡においては栽培の歴史が浅い育種であるが、一定の認知度がある。
			活用	52 映画村資料館（庄内映画村㈱）	活用団体の活動において、史跡の文化財価値を損なうことがないよう、定期的に鶴岡市や松ヶ岡開墾場との協議・調整を行う必要がある。

（２）活用に関する現状と課題	（３）整備に関する現状と課題
貯桑土蔵で陶芸教室を開催している。湯呑みやコーヒーカップの製作、素焼きの皿などへの絵付けが体験できる。	窯場が必要であるため、火災に対して十分な注意が必要である。
２番蚕室内部で営業しており、見学者等の誘導を要する状態にある。地元産の桃などは人気があり固定客となっている。	松ヶ岡の農産物や食文化への興味・関心を向ける仕組みを要する。
寄宿舎において、繭細工、糸つむぎなどのクラフト体験ができる（要予約）。	クラフトショップへの来客に対して、松ヶ岡開墾場への興味・関心を向ける仕組みを要する。
３番蚕室に会社事務所を構える。 松ヶ岡開墾場を中心としたまちづくりを担う中心団体として、活動の充実と継続性が求められる。	現状と同じく蚕室内に事務所を設置する場合、内装の整備は、建造物の保存・活用方針に従った制限内に納める。
２番蚕室内で営業し、kibiso 商品等の展示・販売など，鶴岡のシルクに関わる普及 PR を行っている。松ヶ岡開墾場を発祥とする絹産業の歴史文化の紹介や絹産業振興に関わる取組みの充実が求められる。	絹産業の一貫工程の展示、鶴岡のシルク製品の販売拡大など絹産業への興味・関心を向ける仕組みを要する。
製造した干し柿は直売所で販売されている。	販売の際、干し柿の生産方法と蚕室の特徴的建築形式との関連性を広報する手段が必要である。

（２）活用に関する現状と課題	（３）整備に関する現状と課題
指定地で企画する広報活動において、敷地不足の際に当該公園の敷地を利用するなど、指定地との連携によって活用する。	ため池跡であったことを窺い知ることができない。かつてはため池だった解説を行うなど、開墾当時の風景を想起させる整備を検討する。
指定地との連携によって、相互の活用を促進する。	建物外観について、歴史的景観との調和を図る必要があるため、修景等の実施について検討する必要がある。
アスファルト舗装の駐車場が整備されている。駐車台数は 54 台であるがイベント時には駐車場スペースが不足し、農村公園等を臨時駐車場として使用している。イベント規模に応じた駐車場の整備が求められている。 トイレは４か所に設置されているが、建造物内のトイレは便器数が少なく和式便所もあることから、洋式化やバリアフリー化など海外からの来訪者も見込んだ見学者等の満足度向上につながるトイレ整備の必要性がある。 各種サインはデザインの統一が行われていない。蚕室を利用する各店舗では、各々が店舗看板を掲げている。大きさ・材質・色調等に一定のルールが必要である。 各施設のデザインは歴史的景観に配慮したものとする必要がある。	
松ヶ岡開墾場の歴史的景観との関係性は希薄であるが、認知度から集客に寄与している。	指定地における歴史的景観との調整が必要である。 必要に応じて定植地の変更を視野に入れる。
５番蚕室において、庄内ゆかりの映画に関する資料、DVD シアター（オリジナルメイキング映像等の上映）や、撮影で実際に使用された小道具や装飾品、映画の撮影の様子、名場面のスチール写真、台本等が展示される。	映画セットを再現する展示等があり、建造物本体への影響について注意を要する。

表 4-5　建造物ごとの現状と課題

建物名	（1）保存（管理）に関する現状と課題	（2）活用に関する現状と課題	（3）整備に関する現状と課題
本陣	外観・内部ともに保存状態が良好である。 茅葺屋根による建物であり、葺き替え用の茅は場内で共同作業により確保しているが、茅葺職人の確保に苦慮している。 本陣堤を含めた景観に関する価値評価が行われていない。	見学施設として日時を限定して公開している。 公開時の常駐管理とガイド（解説）を行う人材が不足している。 松ヶ岡開墾場の集会施設としても使用されている。	平成 13 年（2001）に半解体を伴う修復工事が行われた。 ガイドを補助する解説サイン等の充実を図る必要性がある。
蚕業稲荷神社	建物及び周辺の石造物（石段、石柵、石畳、石灯籠等）に経年劣化が見受けられる。	蚕業に関する信仰を解説する場として活用する必要がある。	蚕業稲荷神社及び経塚丘への見学者等の誘導が求められる。
１番蚕室	外観・内部ともに保存状態が良好である。	松ヶ岡開墾記念館として活用される。一階は開墾・農業・蚕糸関係資料を展示、二階は開墾士の末裔であった田中兄弟が収集した全国の土人形、土鈴など郷土玩具コレクション約 25,000 点を展示する。 建築の特徴に関する解説の充実が求められるが、現状は大きな展示什器が用いられ、建築本体の見学の妨げとなっている。	平成 16 年（2004）に大規模な修復工事が行われた。 記念館の展示と建築の見学を両立した展示整備が求められる。 開墾場全体の時代毎の変遷（生産工程と各建物の役割）がわかりやすく示された展示が求められる。
２番蚕室	既往の活用方法に即して、アルミサッシの使用、間仕切りの追加・平面形式の改変、内装材や設備等の付加等、当初形式からの改変が見受けられる。	直売所、kibiso・侍絹・shop、企画展示室、休憩所等として活用される。 直売所では特産の桃や庄内柿など、四季折々の新鮮野菜・果実等の販売される。	平成 19 年（2007）に一部修復、平成 27 年（2015）に瓦葺替え工事が行われた。 史跡の歴史的・文化的景観に寄与しながら、積極的な活用に応じた整備が求められる。 厨房からの出火に対する防火措置が求められる。
３番蚕室	既往の活用方法に即して、間仕切りの追加・平面形式の改変、内装材や設備等の付加が行われるなど、当初形式からの改変が見受けられる。	松ヶ岡産業株式会社、庄内映画村株式会社の事務所として利用される。 内部では展示養蚕（６・９月）や干し柿の生産（秋～冬）が行われているが、いずれも展示季節が限定される。	平成 26 年（2014）に一部修理工事が行われた。 史跡の歴史的・文化的景観に寄与しながら、展示や自由度の高い貸室としての利便性を図る必要がある。
４番蚕室	活用に伴い、軽微な内装材の付加が見受けられる。	庄内農具館として活用される。 乾田馬耕や稲の品種改良の資料、昔の農作業の様子を知ることができる風俗人形、農耕儀礼や収穫祭などの時に用いるアフリカ（コギリ等）、インドネシア（ジェコグ等）の楽器等が展示される。 入館管理が開墾記念館と同一で行われ、常駐管理者と解説員が置かれていない。	平成 25 年（2013）に一部修理工事が行われた。 史跡の歴史的・文化的景観に寄与しながら、展示や貸室としての利便性を図る必要がある。

建物名	（1）保存（管理）に関する現状と課題	（2）活用に関する現状と課題	（3）整備に関する現状と課題
５番蚕室	外観・内部ともに保存状態が良好である。	庄内映画村資料館として活用されている。庄内ゆかりの映画に関する資料館で、DVD シアター（オリジナルメイキング映像等の上映）や、撮影で実際に使用された小道具や装飾品、映画の撮影の様子、名場面のスチール写真、台本等が展示される。 展示等が建築本体の見学の妨げとなっているが、建築本体に影響が無く、容易に撤去が可能な仕様となっている。	平成 14 年（2002）に大規模な修復工事が行われた。そのため、建築の見学を主とした展示整備が望ましい。
貯桑土蔵（桑入土蔵）	著しい破損・劣化が認められ、調査及び根本修理の必要性がある。	陶芸教室として活用されている。湯呑みやコーヒーカップの製作、素焼きの皿などへの絵付けが体験できる。 開墾場全体の生産工程における建物の役割や建築の特徴の解説が少ない。	一定範囲を当初形式に復原し、貯桑土蔵の機能を示す展示が求められる。 窯場からの出火に対する防火措置が求められる。
寄宿舎	沈下・傾斜が認められ、調査及び修理の必要性がある。	クラフトショップ（クラフト作品の展示販売）として活用される。藺細工、糸つむぎなどのクラフト体験もできる（要予約）。 開墾場全体における建物の役割や建築の特徴の解説が少ない。	建築の特徴や開墾場全体における役割を示す展示が求められる。
倉庫	汚損や劣化が見受けられる。 史跡指定地内にあり、歴史的景観に調和した外観の修復が必要である。 建築調査が行われておらず、価値が明確になっていない。また、倉庫の用途から所有者に重要視されていない。	総出作業に用いる資材等が保管されている。 用途から内部の活用は難しい。	外観については、歴史的景観と調和を図る整備が求められる。劣化部は早期修復の必要性がある。汚損は定期的な清掃の必要性がある。
新徴屋敷	市指定有形文化財（建造物）として保存・管理が行われている。	非公開となっているため、積極的な活用が求められる。	昭和 61 年（1986）に現在地に移築復原された。 活用方法に応じた整備が必要である。

第３節　運営・体制の現状と課題

（1）運営・体制の現状

A）保存管理

① 所有

史跡松ヶ岡開墾場の土地・建物の所有関係を表 4-6 に示す。なお、鶴岡市所有の土地・建物は現在、公有財産の普通財産に分類されている。

表 4-6　指定地・建物の所有区分

土地	
種別	所有者
市道より西側の指定地（本陣側）	松ヶ岡開墾場
市道より東側の指定地（蚕室側）	鶴岡市
建物	
種別	所有者
本陣	松ヶ岡開墾場
蚕業稲荷神社	
集会場	
倉庫	
蚕室（１～５番）	鶴岡市
貯蔵土蔵（桑入土蔵）	
寄宿舎	
冷蔵庫	
人工孵化場	株式会社 松ヶ岡農場
蚕種保護室	
車庫（旧直売所）	

② 行政事務

鶴岡市では現状変更を伴う保存管理は社会教育課、維持管理に関する保存管理は政策企画課が各種事務を担当している。

B）活用

① 事業者

各建物を活用する事業者は、所有者と賃借契約を交わして活動を行っている。

鶴岡市は各団体が運営する活動が、史跡に対して価値の損失がないよう管理・指導するとともに、毎月、事業所連絡会を開催し、市関係課及び事業者間の情報共有・意思疎通・連携・調整等を図っている。

表 4-7　事業所連絡会

区分	課名
鶴岡市	政策企画課
	社会教育課
	商工課
	都市計画課
	羽黒庁舎総務企画課

区分	事業者団体名	借用施設
事業者	松ヶ岡開墾場	なし（土地・建物所有者）
	致道博物館	１番蚕室 ４番蚕室
	ひょうたんの会	２番蚕室
	鶴岡シルク株式会社	２番蚕室
	松ヶ岡産業株式会社	３番蚕室
	庄内映画村株式会社	３番蚕室 ５番蚕室
	くらふと松ヶ岡 こぅでらいね	寄宿舎
	松岡窯陶芸教室 陶の蔵	貯蔵土蔵（桑入土蔵）

② 調査研究

調査研究は修復・整備・普及啓発等に際し、必要に応じて実施しているものが殆どで、史跡の文化財価値を高める積極的な調査研究の必要性が認められる。

③ 普及・啓発

普及・啓発を目的とした広報活動は鶴岡市及び各事業者が独自に行っている。各事業者はホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等を利用した広報に努めている。

C）整備

整備等に関する事業は、政策企画課・社会教育課をはじめ関係課が情報共有・意思疎通・調整を図りながら進めている。

松ヶ岡開墾場は、国指定史跡、日本遺産、歴史的風致維持向上計画の重点地区としての価値が認められており、今後、保存活用に向けて様々な整備を推進する。

（2）運営・体制の課題

A）保存管理

① 所有

市道より東側の指定地（蚕室側）には株式会社松ヶ岡農場所有の建物が所在する。指定地における歴史的景観を保存するた

めには、これらの建物の修景等に対して所有者の協力を得る必要がある。
　鶴岡市所有の土地・建物は文化財としての保存活用と絹産業振興・観光振興・地域活性化を目指し、公有財産としての分類を行政財産へ変更する。

② 行政事務

　現状変更を伴う保存管理は、文化財担当課である社会教育課が継続することが望ましい。維持管理に関する保存管理は、災害時等に早急な対応の必要性があるものなども含まれるため、指定地により近い羽黒庁舎へ事務を移管することも検討する。
　また、本計画は文化財の保存活用に関する一定の基準を示すものであるが、本計画に記載の無い不測の事項（現状変更等の調査審議、文化財としての規制・保存、周辺環境の保全のあり方等）への対応や本計画の改訂について、専門家とともに審議検討を行う運営組織が必要である。

B）活用

① 事業者

　文化財の活用を前提とすることから、事業者が実施する活動については、文化的活動を含むなど一定の制限を設けることが望ましい。各建物の賃借には、事業者が文化財の日常管理を一部担うことを契約に含み、指定地や建物内部の清掃などについて協力を求める必要がある。
　各事業者に対しては、緊急時対応について共通認識を持つことが必要で、マニュアル整備、連絡体制の構築、定期的な訓練・講習が必要である。
　事業所連絡会については継続を必須とする。施設を賃借する事業者が変更された場合は、事業所連絡会への参加を義務付けるとともに、速やかに文化財の保存活用に対する規制・制限・協力事項などに関する認識を高める必要がある。

② 調査研究

　調査研究の推進に向けて、学術機関・教育機関との連携が求められる。

③ 普及・啓発

　普及・啓発に関する活動を多方面に広げ、松ヶ岡開墾場の認知・理解の向上を図る必要がある。

C）整備

　主体の異なる様々な整備計画に文化財としての統一性を持たせるため、保存活用に関する協議会を設置し、情報共有・意思疎通・連携・調整等を図る必要がある。

表 4-8　有料施設の利用案内

建物名	施設名	入館料	休館日等	開館時間
本陣		【個人】　大人 200 円、学生 100 円、小中生 50 円 【団体 20 名以上】　大人 100 円、学生 50 円、小中生 20 円	日曜日、祝祭日、冬期間休館（12/1 ～ 4/10）	午前 10 時～午後４時
１番蚕室	松ヶ岡開墾記念館	【個人】　大人 450 円、学生 350 円、小中生 150 円 【団体 20 名以上】　大人 350 円、学生 250 円、小中生 100 円　※両館共通券	月曜日（９月まで）、冬期間休館（12/1 ～ 3/8） ※祝日開館	午前９時 30 分～午後４時
４番蚕室	庄内農具館			
５番蚕室	庄内映画村資料館	【個人】　一般（高校生以上）500 円、小・中学生 200 円、幼児無料 【団体 20 名以上】　一般（高校生以上）450 円、小・中学生 150 円、幼児無料 【館内ガイド】（要予約）　1500 円	年末年始を除き無休 冬期間（12 月～３月中旬）は事前予約が必要	【３月中旬～ 11 月】　午前９時～午後５時　※最終入場：午後４時 30 分 【12 月～３月中旬】　午前 10 時～午後３時　※最終入場：午後２時 30 分

第５章　大綱・基本方針

第１節　大綱

松ヶ岡開墾場の本質的価値は、明治５年（1872）から現在に至るまでの開墾場の歴史を、庄内藩の酒井家、開墾士とその子孫、民間事業者や行政が連携しながら、建造物・開墾地・経営方針とともに守り伝えてきた国内でも稀有な歴史資源であることにある。

また、史跡指定以後も、「国史跡松ヶ岡開墾場保存管理計画」「国史跡松ヶ岡開墾場基本計画」「松ヶ岡地域振興ビジョン」のほか「松ヶ岡歴史的建造物活用基本計画」「松ヶ岡開墾場全体計画」を通し、市と関係者が協働しながら、史跡の恒久的な保存と総合的な保護対策、広域的整備を含めた観光的価値の向上策、歴史的資源としての保存・活用による地域活性化策、史跡内外にわたる環境整備等が議論され、これらの方針とともに松ヶ岡開墾場の多様な価値が示されてきた。

このような経過を踏まえ、松ヶ岡開墾場を

① 開墾や養蚕、庄内藩の歴史や絹産業の歴史を後世に伝える拠点
② 開墾場の歴史的環境・風致を保全するとともにその資源を活用した地域活性化の拠点
③ 松ヶ岡開墾場の魅力を高め、絹に関わる産業面や文化面からの新しい価値創出や新産業創出の拠点

に位置付け、史跡として安定的に保存・修繕・整備を進め、市民等が集い憩う場として上質な安らぎの空間を創出し、本市の明治以降の産業発達の歴史や絹文化などの学びの機会を提供する。そして、地区住民や事業者等の力を巻き込みながら、史跡を中心とする全体の賑わいを創出する。

そのため、松ヶ岡開墾場の本質的価値を適切に保存しながら、本質的価値を最大限に引き出し活用することが必要であり、史跡全体の歴史的文化環境の特質を高める保存・活用と、周辺景観との調和を図りながら整備を進めるため、松ヶ岡開墾場の望ましい将来像を「大綱」として示す。

①開墾や養蚕、庄内藩の歴史や絹産業の歴史を後世に伝える拠点

旧庄内藩士による松ヶ岡開墾から始まる絹産業の興隆は本市を含む庄内地域の発展の礎であり、松ヶ岡開墾場は本市の絹の歴史的な文化の中心に位置付けられる。松ヶ岡開墾や絹産業に関わる財産や史料などの歴史的・文化的価値に対する理解を深め継承するとともに、往時の姿が失われている部分については、調査研究により史跡本来の姿を解明し、適切な保存や新たな価値発見につなげ、松ヶ岡開墾場の資源価値や歴史的意義などを国内外に発信し多くの人々の関心を高める。

②開墾場の歴史的環境・風致を保全するとともにその資源を活用した地域活性化の拠点

松ヶ岡開墾場内の遺構・遺物、周辺環境並びに景観を適正に保全管理することにより、本質的価値を将来にわたって守り伝えるとともに、絹の歴史文化を核とした事業展開や周辺も含めた史跡公園としての活用を図り、史跡総体の持つ価値が魅力へとつながるよう多様な手法を効果的に用いて地域活性化につなげる。

③松ヶ岡開墾場の魅力を高め、絹に関わる産業面や文化面からの新しい価値創出や新産業創出の拠点

松ヶ岡開墾場の多様な価値を高める整備を行い魅力を向上させることで人が集り、地域住民や事業者

との交流等を通して、地域の良さの再発見、人材の育成、新産業の創造、誇りづくりなどの好循環を創出し、史跡の持続可能な活用を実現する。

第２節　保存活用の基本方針

松ヶ岡開墾場を保護・継承してきた開墾場関係者や地域住民の足跡、地域の歴史についても対象とし、史跡松ヶ岡開墾場の保存活用の基本方針として、５項目（保存管理、周辺環境の保全、活用、整備、運営の方法と体制）で構成される基本方針を以下に示す。

【保存管理の基本方針】

１．史跡としての価値を鑑み、地下遺構の保護を適切に行う。

２．建造物は創建当時の趣を保つために修理復原する。

３．史跡を構成する諸要素は、適切な修復によって良好な状態を保ちながら、開墾場としての歴史的・文化的景観を後世に継承する。

４．指定地に所在する構成要素にあわせ、周辺地域に所在する構成要素と、これらが作り出す歴史的・文化的景観を総合的に保存することで、史跡全体の価値を高める。

５．上記を実現するため､史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、鶴岡市総合計画等の上位計画、関連法規・条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

【周辺環境の保全の基本方針】

１．史跡指定地の周辺には、開墾当時の建物跡地や平成７年（1995）まで続いた土地の共有制により維持されてきた畑地等が所在する。これらは松ヶ岡開墾場の歴史的・文化的景観を構成する重要な要素と位置づけ、指定地と一体的な保全に努める。

２．周辺地域に緩衝地帯を設定し、総合的な景観と地下遺構の保護を図る。

３．追加指定も視野に入れた周辺地域の調査研究に努める。

【活用の基本方針】

１．生涯学習・地域学習・学校教育の場であるとともに、絹に関わる歴史文化の発信や歴史文化を継承した取組みの推進、次世代の産業創造や人材育成など観光振興や地域活性化の場として活用を進め、地域への経済的波及を喚起する。

２．松ヶ岡開墾場の価値を追求するため、継続的な調査を推進し、史跡価値の保存と拡充に努める

３．構成要素毎に活用の方法を定め、文化財価値を厳密に保護すべき範囲と、活用に応じて一定の改変を認める範囲を区分する。

４．史跡周辺地域で松ヶ岡開墾場への見学者等の満足度向上や交流の促進など、史跡の魅力を高め価値創出につながる整備を促進する。

５．関連文化財（指定・未指定問わず）や周辺観光地との連携を図るなど広報・啓発に努める。また、様々な広報媒体を用い、史跡の価値を市内外へ情報発信する。

【整備の基本方針】

１．松ヶ岡開墾場における各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるもののみを認める。
２．見学者等が史跡の価値を理解・享受できる環境を整える。
３．各種整備は構成要素毎の活用方針に従い、保存と活用のバランスを考慮して行う。また、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化財価値への配慮を念頭に置いて計画・実施する。
４．上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、協議・検討の上で、必要最小限となるよう留意する。

【運営・体制の基本方針】

１．指定地及び周辺環境の保存、保全、活用、整備に向けては、所有者、行政機関の各担当課（文化行政、都市計画行政、景観行政、農林行政等）、高等教育機関、地域住民、地域貢献の意思を有する各事業者等の関係者が連携し、公民連携による適切な役割分担など持続可能な運営・体制を構築する。
２．保存と活用が相乗的に効果を発揮できるような運営を目指し、進捗状況を評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることができる体制を整備する。

第３節　史跡の保存・整備における年代設定

松ヶ岡開墾場の保存・整備に向けては、本質的価値を示す史跡の将来像として目指すべき基本的な年代を設定する。

松ヶ岡開墾場の事業の変遷を見ると、明治時代初期に山林の開拓が行われ、桑園の造成、養蚕・製糸業を開始させ各事業が確立され、かつ最盛期を迎えたのが昭和初期の頃と判断される。昭和８年（1933）以降は経営の大転換とし桑園を廃止し、蚕種事業を主とする方針転換がなされた。現在の松ヶ岡開墾場には、明治５年（1872）に建てられた本陣、明治８年（1875）以降に建てられた蚕室５棟が現存し、また、関連施設もその時々の必要性から建設あるいは改修が繰り返され、現在の姿に至っている。

上記を鑑み、松ヶ岡開墾場の整備では、史跡を構成する諸要素について、明治時代の雰囲気を保ちつつ、養蚕はじめ各事業が確立され最盛期であった昭和初期前後の意匠・景観へと復元することを目指す。

なお、上記の年代設定はすべての諸要素を該当の年代に復原・整備することを定めたものではなく、各諸要素が置かれた状況と史跡全体の保存活用計画・整備計画と内容等を照合し検討・判断を行うこととする。設定年代以外による整備の具体例を以下に示す。

① 諸要素の保存状況や調査成果により、当初または昭和初期以前への復原がふさわしいと判断される諸要素については、設定年代を遡った意匠による整備を認める。
② 資料調査や保存修理工事による成果によって、建造物の用途や形式の変遷がより具体的に明らかとなった際は、詳細な検討を行い整備の姿を定めていく。
③ 昭和戦後期以降の諸要素についても、松ヶ岡開墾場の構成要素として重要なものは保存の対象とする。
④ 活用に応じて新たに設けられる諸要素については、史跡の本質的価値や史跡全体の歴史的景観を損なうことのない意匠による整備を前提とする。

昭和７年（1932）松ヶ岡開墾場の様子

場員は毎月４日、９日、14 日、19 日、24 日と５日間、冬季は鶴岡市市内より金肥、塵芥堆肥の運搬、春夏秋季は耕耘、施肥　摘桑等各種作業に従事し、その他は、養蚕時期ともなれば、晴天の日はラッパの合図で毎夕４時から蚕座の蓆洗い、昼休み時間には洗蓆天日乾燥のための裏返し作業、手不足の時の熟蚕拾い、或いは収蛾作業及び年１回の蚕室清掃、冷蔵庫の雪積み、各蚕期毎の蚕室消毒等　すべて場員の蚕桑部事業に対する無償の奉仕であった。

壮蚕期には、馬渡、高寺、上野新田、田代等周辺集落を主体として、毎日 150 人もの作業員を半ば強制割当をして集め、また、場内各戸の小学校児童も三年生以上が休日は朝から、平日は放課後急ぎ帰宅し、摘桑に従事した。こうして１日に 15 屯余りの摘桑を行い、一方養蚕では荘内地方各地より、女子作業員 200 余人が蚕室に住込みで忙しく立ち働き、内外合せて毎日 350 人余の活気に満ちた一大養蚕場の光景であった。

（武山省三：『凌霜史　松ヶ岡開墾場百二十年のあゆみ』、松ヶ岡開墾場、1997.2　より）

昭和７年（1932）　培養の労賃

１日当り
男 42 銭　女 35 銭
当時の米価
60㎏：8 円 40 銭　（1 円＝ 100 銭）

【蚕桑部】

桑園　7,054 a
摘桑量　284,528㎏
直営桑園従事人員　係員 15 人
作業員延べ 4,918 人

【養蚕部】

掃立蛾量　2,775 g
従業員　係員 22 名
収繭量　種繭　7,834㎏
作業員延べ　14,600 人
糸繭　1,219㎏
功繭　694㎏
製造蚕種量　503,700 g

表 5-1　桑園部直営桑園の変遷

昭和７年	部長兼主事　１名 係員　14 名	桑園面積	五二町一反	515,790㎡
昭和９年		桑園面積	四二町	415,800㎡
昭和 11 年		桑園面積	三八町	376,200㎡
昭和 13 年		桑園面積	一六町	158,400㎡
昭和 14 年		桑園面積	八町	79,200㎡
昭和 16 年		桑園面積	全廃	0㎡

表 5-2　昭和７年（1932）蚕桑部養蚕の概要

職員体制	部長　１名　養蚕主事兼配種主事　１名 係員　主事を含み　22 名 内訳　養蚕係　12 名内１名会計事務　養蚕兼配種係　３名　配種係　７名　内１名事務 雇傭人　養蚕時期には庄内地方各地より　女子作業員を募集し　壮蚕期には各室約 30 人 合計 200 余人が蚕室に宿泊し従事した。 年間延べ人員　14,600 人　１室平均　2,086 人
蚕室７棟	調桑室下屋付属 飼育室　１階４室　２階８室 休憩室 食堂 炊事場は１階の半分を充当
桑入土蔵	４棟　ただし１蚕室して半棟づつ使用し三棟半　残半棟は雑品庫 同付属下屋　5　地下室付きは産卵器具置き場及び雄蛾保護室
冷蔵庫	鉄筋コンクリート造り　雪室平面積　20 坪　ただし蚕種の冷蔵保護　種繭保護に使用 内庫　梁間　７尺　桁間９尺　収容限度　蚕種 12,000 枚 予備保護室　梁間　７尺　桁間６尺　収容限度　蚕種 10,000 枚 種繭保護室は廊下式で幅６尺５寸　長さ 26 尺と 19 尺　収容限度　繭容器１千枚
物置	大師　保蛾器　蛾袋　薬品等を所蔵

表 5-1・5-2　武山省三：『凌霜史　松ヶ岡開墾場百二十年のあゆみ』、松ヶ岡開墾場、1997.2　より

表 5-3　桑園（培養）の収支決算

年度		収入計	支出計	差引残金	備考
明治	37	1,877	1,946	△ 96	
	38	2,891	1,701	1,190	
	41	4,211	3,539	672	
	43	5,180	4,049	1,131	
大正	5	5,660	4,727	933	桑園改良費　2,000 円
	6	7,589	6,342	1,247	同上　550 円
	7	9,295	7,879	1,416	同上　1,500 円
	8	11,830	10,232	1,598	同上　1,500 円
	9	16,405	15,546	841	畜牛費　599 円
	11	10,728	10,976	△ 248	堆肥舎新設　559 円 桑改植　473 円
	12	13,359	11,464	1,895	肥料小屋新設　469 円 桑改植　1,036 円
	13	14,593	12,535	2,058	桑改植費　2,873 円
	14	15,377	13,130	2,247	同上　3,317 円
	15	16,830	13,598	3,232	同上　4,505 円
昭和	2	17,277	14,795	2,482	
	3	19,971	18,000	1,971	
	5	18,056	15,469	2,587	
	7	9,742	9,299	443	
	8	13,094	11,474	1,620	
	9	5,201	5,123	76	
	11	4,509	3,308	1,201	
	13	2,402	1,525	877	
	16	477	472	5	この年度末で桑園全廃

保存記録により類似年は省略して記載する。
単位は四捨五入による円。

表 5-4　養蚕・製種の収支決算

年度		収入計	支出計	差引残金	備考
明治	37	2,443	4,431	△ 1,988	
	38	8,941	7,250	1,691	
	39	8,372	4,246	4,126	
	40	9,803	7,566	2,237	
	41	8,841	9,079	△ 238	
	42	9,046	9,521	△ 475	
	43	10,076	7,430	2,546	
	44	12,104	10,356	1,748	
大正	元	11,768	11,850	△ 82	残種廃棄　880 円
	2	16,529	17,117	△ 589	
	3	13,851	15,758	△ 1,907	
	4	14,748	12,671	2,077	
	5	16,871	12,797	4,074	地下室改修　450 円
	6	23,011	16,228	6,783	同上　449 円
	7	38,133	22,086	16,047	蚕室改造　1,400 円
	8	56,141	31,012	25,129	
	9	41,757	48,287	△ 6,530	
	10	42,551	32,296	10,255	
	11	46,415	38,458	7,957	諸修繕　2,166 円
	12	48,383	42,458	5,925	同上　2,340 円
	13	47,428	45,596	1,832	
	14	58,713	47,315	11,398	地下室　6,500 円
	15	58,763	50,370	8,393	同上　101 円
昭和	2	52,854	53,457	△ 603	
	3	50,014	47,916	2,098	
	4	62,370	48,213	14,157	
	5	45,601	50,183	△ 4,582	冷蔵庫新築　1,500 円
	6	44,342	37,850	6,492	
	7	34,974	33,367	1,607	
	8	49,996	42,492	7,504	
	9	30,988	32,402	△ 1,414	
	10	35,464	35,399	65	
	11	28,753	29,977	△ 1,224	
	12	37,424	33,586	3,838	
	13	35,246	30,503	4,743	
	14	62,781	50,413	12,368	
	15	66,621	58,274	8,347	
	16	85,879	59,815	26,064	
	17	76,995	56,234	20,761	
	18	162,999	102,588	60,411	
	19	212,000		27,000	元芳会計への繰越金
	22	5,078,729		432,000	同上
	23	15,639,227		650,000	同上
	24	18,129,602		675,000	同上
	25	26,945,402		947,000	同上
	26	35,967,732		700,000	同上
	28	45,117,431		1,100,000	同上
	33	37,003,416		700,000	同上
	35	48,423,615		700,000	同上

類似年は省略して記載する。
単位は四捨五入による円。
大正９年（1920）から昭和２年（1927）まで、養蚕事業は各室毎に糸繭を製糸所に委託して、製糸を行ったようである。各室の収入に生糸代、また支出に製糸費が計上されている。しかしこの８ケ年だけで、その後は糸繭を全室一括して製糸所に売却し、繭代として収入に計上。

表 5-3・5-4
武山省三：『凌霜史　松ヶ岡開墾場百二十年のあゆみ』、松ヶ岡開墾場、1997.2　より

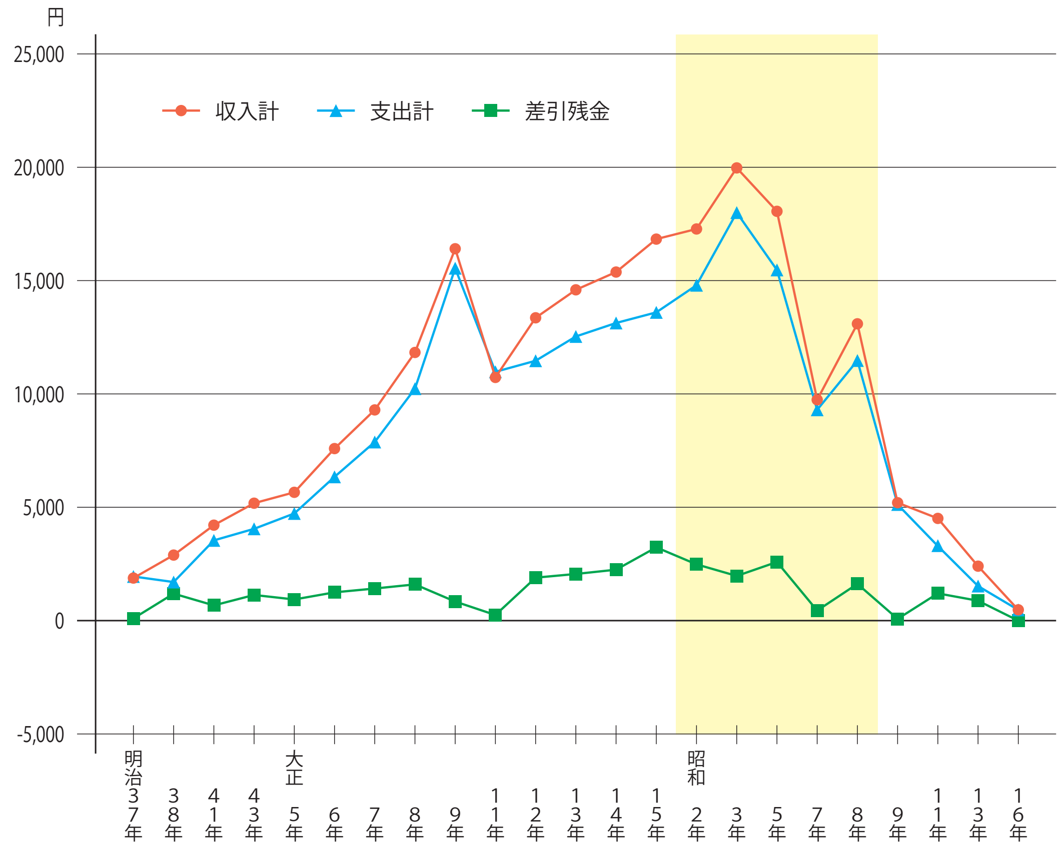

図 5-1　桑園（培養）の収支決算

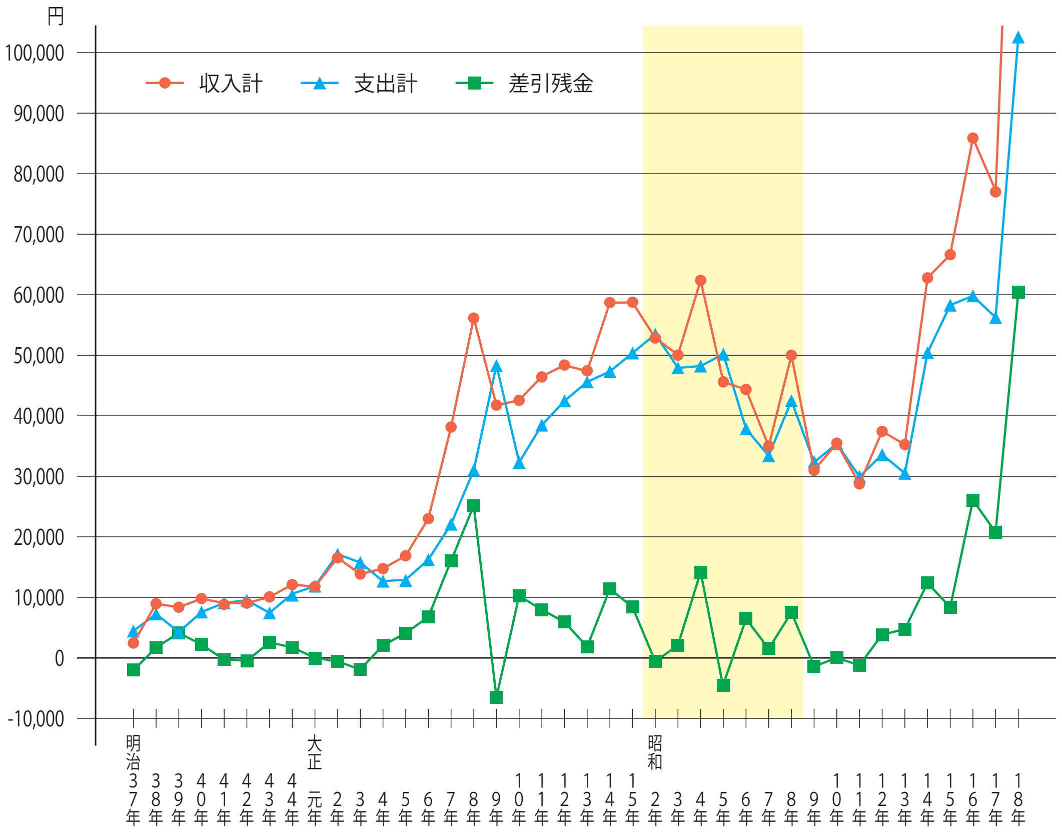

（昭和 19 年以降は省略）

図 5-2　養蚕・製種の収支決算

表 5-5　養蚕主要県の生産動向

府県名	養蚕戸数（戸）		桑園面積（町）		繭生産数量（貫）		大正 10 年を 100 とした指数		
	大正 10 年	昭和 15 年	大正 10 年	昭和 15 年	大正 10 年	昭和 15 年	戸数	桑園	繭生産量
山形	43,120	45,000	25,419.2	23,349.1	1,972,160	2,427,111	104	91	123
福島	85,959	82,762	43,661.1	36,005.9	2,409,410	4,384,912	96	82	182
茨城	65,230	57,068	18,324.0	23,428.5	2,031,770	3,679,288	87	128	181
群馬	78,005	81,351	36,729.1	40,645.1	4,479,880	7,751,504	104	110	173
埼玉	99,990	90,420	26,831.0	32,973.3	3,374,400	6,232,018	90	123	185
山梨	60,010	55,537	19,420.4	22,559.2	2,357,450	5,599,904	93	116	238
長野	161,893	142,323	55,955.4	65,093.1	8,693,530	9,811,020	88	116	113
岐阜	73,180	67,502	19,898.9	18,138.5	3,288,210	3,555,631	92	91	108
静岡	56,516	36,980	15,743.4	11,646.9	2,090,520	1,945,933	65	74	93
愛知	104,113	67,874	28,382.7	24,595.1	4,682,350	5,428,550	65	87	117
三重	59,945	53,338	13.676.2	16,697.9	2,474,520	3,031,524	89	122	123
徳島	31,255	33,906	5,329.9	7,796.0	926,080	1,729,633	108	146	187
愛媛	38,935	34,612	8,694.8	9,201.7	1,541,560	1,726,310	89	106	114
熊本	38,223	53,315	7,389.8	15,624.6	1,179,630	2,882,147	139	211	244
大分	39,358	40,511	7,024.6	8,626.2	826,010	1,596,296	103	123	193
全国計	**1,799,471**	**1,645,030**	**534,955.0**	**533,918.9**	**63,317,930**	**87,546,383**	**91**	**100**	**138**

農林省統計により作成（蚕糸業要覧、昭和 28 年版所載）

山形縣蠶種製造家番附

（昭和八年度蠶種製造額十萬蛾以上）

蒙御免

東方

番付	製造額	住所	氏名
張出大關	二九一、八〇二	南村山郡中川村	齋藤學藏
横綱	一、四九六、六五八	鶴岡市家中新町	田中正造
大關	三六三、一九〇	南村山郡上山町	鈴木岩吉
關脇	二七三、四八三	東村山郡成生町	武田勇右衞門
小結	二六〇、〇九五	西村山郡本郷村	鈴木千代松
前頭	二三五、五六〇	西置賜郡蠶桑村	丸川代右衞門
同	二三三、八〇	同　郡東根村	菅原市松
同	二〇四、〇九九	南村山郡堀田村	齋藤德太郎
同	一九三、四六〇	西置賜郡蠶桑村	土屋淺右衞門
同	一七四、〇三四	東村山郡大寺村	渡邊久兵衞
同	一五六、九一五	西村山郡宮宿町	大竹國治
同	一四二、〇三四	東村山郡千歳村	武田龜治
同	一三二、七六二	南村山郡上山町	齋藤常助
同	一二四、九一五	北村山郡長瀞村	松澤敬之
同	一二〇、〇二六	東村山郡山邊町	高橋辰藏
同	一一四、八八〇	西置賜郡十王村	南波平次
同	一一二、三三四	東村山郡山邊町	佐藤慶藏
同	一〇五、六二〇	東置賜郡中川村	本木榮次郎
同	一〇五、三八三	南村山郡東澤村	江口蠶種合名會社
同	一〇三、六〇〇	西置賜郡蠶桑村	長谷部榮
同	一〇〇、〇三〇	東村山郡楯山村	佐藤俊一

西方

番付	製造額	住所	氏名
横綱	四二四、三四五	東置賜郡高畠町	安藤豊
大關	三三四、四二五	北村山郡山口村	大正舘蠶種株式會社
關脇	二六八、三八八	南村山郡上山町	多勢七之助
小結	二三八、〇〇〇	西置賜郡蠶桑村	渡部吉藏
前頭	二三三、五六九	北村山郡楯岡町	伊豆倉精治
同	二三二、九〇〇	西置賜郡蠶桑村	丸川源藏
張出横綱	四〇二、五三〇	西置賜郡蠶桑村	丸川作平
同	一九八、六一七	東村山郡高楯村	昭和蠶種合名會社
同	一九一、三四〇	西置賜郡蠶桑村	渡邊吉平
同	一六七、三四八	最上郡萩野村	佐々木作藏
同	一五一、九四〇	西置賜郡蠶桑村	高橋伊藏
同	一三三、一六〇	同	丸川儀兵衞
同	一三一、〇八〇	同	丸川銀丙
同	一二二、二六二	山形市十日町	村山文四郎
同	一一六、五二〇	南村山郡上山町	長谷部源治
同	一一四、〇〇六	北村山郡山口村	原田孫助
同	一〇五、八七一	東村山郡大寺村	渡邊忠助
同	一〇五、五三四	同　郡金井村	栗原寛男
同	一〇四、一二〇	東置賜郡沖郷村	鈴木犀次
同	一〇三、四四〇	西置賜郡蠶桑村	田勢留次
同	一〇〇、〇一五	東村山郡大寺村	渡邊三郎

行司

山形縣蠶業取締所

山形縣蠶業試驗場

検査役

山形縣蠶業取締所上山支所

同　赤湯支所

同　長井支所

同　寒河江支所

同　楯岡支所

同　鶴岡支所

年寄

東村山郡蠶種業組合支部

南村山郡　同

置賜　同

西置賜郡　同

西村山郡　同

北最　同

庄内　同

勧進元

山形縣蠶種業組合

当図は小笠原吉雄:『山形県蚕糸業史』(山形県蚕糸業会、1991.12、p.526)所載の「山形県蚕種製造家番付」を清書したものである。

武山省三：『松ヶ岡開墾史』（松ヶ岡開墾場、1991.8、p.58）によると、松ヶ岡開墾場における蚕種製造の名義は従来各室長としてきたが、大正３年（1914）３月２日から全部を養蚕部長田中正造に統一したとされる。即ち、東方横綱の「田中正造」名義は松ヶ岡開墾場全体の蚕種製造を示すものとなる。

なお、武山省三：『凌霜史　松ヶ岡開墾場百二十年のあゆみ』（松ヶ岡開墾場、1997.2、p.346）においては、東方横綱の田中正造を「東田川郡広瀬村」と読み替えている。

図 5-3　山形県蚕種製造家番付（昭和８年〔1933〕度）